

御宿町告示第 38 号

平成 25 年御宿町議会第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 9 月 2 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成 25 年 9 月 10 日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成25年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年9月10日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問（4名）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	大野吉弘君	2 番	新井明君
3 番	石井芳清君	4 番	中村俊六郎君
5 番	土井茂夫君	6 番	伊藤博明君
8 番	小川征君	9 番	瀧口義雄君
10 番	滝口一浩君	11 番	貝塚嘉軼君
12 番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬 由紀夫 君 主 査 古畑 貴子 君

◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成25年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定をお願いします。

（午前10時00分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。3番、石井芳清君、5番、土井茂夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から3日間とし、本日は、議長から諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された議案に関する提案理由の説明と諸般の報告を求めた後、4名の一般質問を行い、散会します。

あす11日は、1名の一般質問及び選任第1号、第2号、報告第1号、第2号を行い、議案第1号から第9号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行います。

12日は、議案第10号から14号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間とし、本日は、諸般の報告、4名の一般質問を行い、あす11日は、1名の一般質問、選任第1号、第2号、報告第1号、第2号及び議案第1号から第9号について、議案質疑、採決を行い、12日には、議案第10号から第14号について、議案質疑、採決を行うことに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(中村俊六郎君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から議会の諸般の報告を行います。

6月17日及び18日、第2回定例議会において、条例制定、補正予算等の審議を行いました。

20日に保育所施設等建設検討委員会、25日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会に出席しました。

27日に、第6回教育民生委員会協議会を開催し、亀田医療大学整備等補助金について協議し、同日、プール運営委員会に出席しました。

28日に夷隅郡町村議会議長会常会を開催しました。

7月1日、第3回議会改革と施策提言委員会を開催し、住民と議会の懇談会、駅裏農地の活用などについて協議し、5日にいすみ鉄道対策協議会総会に出席しました。

18日に、第3回総務委員会協議会において御宿町とテカマチャルコ市間の姉妹都市協定の締結について、第7回教育民生委員会協議会において亀田医療大学整備等補助金について、第3回全員協議会において御宿町とテカマチャルコ市間の姉妹都市協定の締結及び亀田医療大学整備等補助金について、第9回議員協議会において夷隅郡町村議会議長会議員研修会などについて協議しました。

同日、第2回御宿台区への防犯灯補助金及び開発業者から御宿町へ移管された施設等の管理に関する委員会を開催しました。

22日に普通町有財産活用検討委員会、25日、民生委員推薦会に出席しました。

30日、議会だより編集委員会を開催し、同日、保育所施設等建設検討委員会に出席しました。

8月2日、夷隅郡町村議会議長会議員研修会を行いました。

5日、第6回議会運営委員会において、第2回臨時会の日程等について協議しました。

6日、第2回臨時会において、メキシコ合衆国テカマチャルコ市との姉妹都市協定の締結、一般会計補正予算について審議し、同日、議会だより編集委員会、第10回議員協議会を開催しました。

19日、大多喜町議会議員との交流会、22日、第8回教育民生委員会協議会において、御宿町子ども・子育て会議条例の制定について協議し、第4回総務委員会協議会において、御宿町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の制定についてなどを協議し、第4回産業建設委員会協議会において、御宿町分担金条例の一部改正などについて協議しました。

26日、国民健康保険運営協議会、28日、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会に出席しました。

29日、議会運営委員会を開催し、第3回定例会の議事日程などについて協議し、同日、第5回産業建設委員会協議会を開催しました。

9月1日、総合防災訓練に参加し、4日、旧御宿高校を視察し、その後、第3回御宿台区への防犯灯補助金及び開発業者から御宿町へ移管された施設等の管理に関する委員会を開催しました。

5日、普通町有財産活用検討委員会に出席しました。

以上で議会の諸般の報告を終わります。

続きまして、今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに平成25年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は、好天に恵まれ、大変暑い日が続きましたが、ここで施設ごとの今夏の入れ込み状況についてご報告をいたします。

まず、海水浴客数でございますが、浜・中央・岩和田、各海水浴場の合計で12万8,000人、前年度比にいたしまして2万1,000人の減、率にいたしまして14%の減少でございました。

次に、ウォーターパークでございますが、施設利用者は1万6,079人、対前年度比1,623人の増、率にいたしまして11.2%の増加でございました。

続いて、町営駐車場でございますが、7月、8月の合計で6,775台、対前年比119台の減、率にいたしまして1.7%の減少です。

議員の皆様を初め、ご関係の皆様のご理解とご協力のもと、運営することができましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、一昨日早朝、2020年の東京オリンピックの開催が決定いたしました。国民にとって、大きな感動であり、喜びであります。町民の皆様とともに喜び申し上げたいと思います。オリンピックに向けて、このことを契機に、国や地域がより一層活力と自信を取り戻すよう期待し、努力を重ねてまいりたいと思います。

それでは、提案説明に入らせていただきます。

本定例会にご提案いたします案件は、平成24年度各会計決算認定など、2報告14議案をご審議いただくことといたしました。開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度健全化判断比率については、平成24年度健全化判断比率を別紙のとおり算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度資金不足比率については、平成24年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号 備品の取得については、御宿町消防団第2分団のポンプ車を更新したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

議案第2号 御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の制定については、地方自治法第237条第2項の規定により、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を新たに整備するものであります。

議案第3号 御宿町子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て支援法が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、同法第77条の規定に基づく審議会として御宿町子ども・子育て会議条例を制定しようとするものです。

議案第4号 御宿町分担金条例の一部を改正する条例の制定については、御宿町分担金条例第2条の規定による工事の範囲に、町営治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業を新たに追加する

ものでございます。分担金の割合については、近隣市町を参考にしており、利益を受ける限度において、分担金を徴収しようとするものです。

議案第5号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第2号については、御宿町浄水場の故障に対応するための修繕費及び御宿町一般職員の給与の臨時特例に関する条例の施行に伴う人件費を補正するものでございます。

収益的収入及び支出予算の営業費用を203万円増額し、水道事業費用の予算総額を2億7,820万9,000円とするものです。

議案第6号 平成25年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号については、歳入歳出ともに3,664万8,000円を追加し、補正後の予算総額を13億2,689万5,000円とするものです。

補正の理由は、後期高齢者支援金額決定に伴う減額、前期高齢者納付金額決定に伴う増額、前年度剰余金の財政調整基金への積み立て及び前年度国庫支出金等の精算に伴う返還金の増額により補正をお願いするものです。

なお、本補正予算につきましては、去る8月26日に、国保運営協議会の審議は経ておりますことを申し添えます。

議案第7号 平成25年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号については、歳入歳出ともに11万6,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,389万3,000円とするものです。

主な内容は、前年度決算に伴う保険料及び督促手数料の精算のため、追加補正をお願いするものです。

議案第8号 平成25年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出ともに1,549万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億5,228万8,000円とするものです。

補正の理由は、介護サービス等諸費の追加補正のほか、平成24年度実績に伴う精算、人事異動等に伴う人件費の調整について補正をお願いするものです。

議案第9号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号については、歳入歳出ともに3,821万円を追加し、補正後の予算総額を30億9,870万5,000円とするものです。

主な内容は、今月、行われる各種ライフセービング大会の関連事業に対する補助、住宅用省エネルギー設備の導入経費に対する補助に要する経費のほか、小中学校への教育振興備品の購入に要する経費などを追加し、また職員の人事異動及び本年7月からの給料の減額に伴う調整を行っております。

補正財源は、千葉県において6月補正予算で新設されました大規模イベント支援事業補助金や住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金を活用し、また平成24年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

議案第10号 平成24年度御宿町水道事業決算の認定については、町監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いします。

議案第11号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額13億744万9,395円、歳出総額12億2,015万207円、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は8,729万9,188円でございます。

引き続き、今後も健全な財政運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月26日に、国保運営協議会の審議は経ておりますことを申し添えます。

議案第12号 平成24年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額1億1,410万9,364円、歳出総額1億1,402万2,964円、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は8万6,400円でございます。

議案第13号 平成24年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額8億4,693万9,298円、歳出総額8億2,829万7,821円、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は1,864万1,477円でございます。

議案第14号 平成24年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額38億9,685万1,980円、歳出総額36億9,288万6,929円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億396万5,051円でございます。

平成24年度は、まず国において、本格的な震災復興施策の集中的な推進により、新たな需要の発現と雇用の創出が図られ、またデフレからの早期脱却と経済活性化に向けた各種政策が講じられました。さらに、政権交代後は、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むこととし、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のいわゆる3本の矢を同時展開する中で、日本経済再生に向けた緊急経済対策を打ち出し、復興・防災対策、成長による

富の創出、暮らしの安全・地域活性化策が図られました。

御宿町におきましても、これまでの取り組みの充実と見直しを行いつつ、時代に即応した施策展開を主眼に置き、財源の効果的かつ重点配分に努め、国・県の各種施策を有効活用しながら、創意工夫や住民の方々の協力により財源を捻出し、産業振興や生活基盤整備、医療・福祉など、魅力ある地域づくりに取り組んだところでございます。

今後も、適正な財政運営はもちろんのこと、物的・人的資源を有効活用しながら、住民サービスへと還元してまいりたいと考えております。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

8月19日に区長会が開催され、20日には例月出納検査が行われ、22日には「これからの基礎自治体特別セミナー」に出席いたしました。

23日には、地域高規格道路「鴨川・大原道路」早期建設促進期成同盟会総会が開催され、終了後、国及び県に対して要望活動を行いました。

23日から25日の間、中央海岸でビーチバレーボール大会が開催され、中学生、高校生69チーム、一般212チームが参加いたしました。

26日には国民健康保険運営協議会が開催され、28日には広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。

9月1日には、防災訓練を実施いたしました。町内の各自主防災組織の協力のもと、布施小学校をメイン会場とした計4カ所で開催し、314名のご参加をいただきました。

2日には、県町村会政務調査会事業委員会が開催され、3日には、五倫文庫役員会、伊勢えび祭り記者発表を月の沙漠記念館で行いました。

5日には、町普通町有財産活用検討委員会が開催され、7日には、中央海岸にてオーシャンスイムレースが行われ、8日には、伊勢えび祭りが開催され、多くの方が訪れました。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会にご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていきますので、ご注意ください。

また、一般質問書に記載のない関連質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（中村俊六郎君） 通告順により、11番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（11番 貝塚嘉軼君 登壇）

○11番（貝塚嘉軼君） ただいま一般質問について議長からお許しをいただきましたので、これから町長初め関係者に一般質問をいたしたいと思います。

その前に、先ほど町長からのご挨拶の中に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックが、開催されることが決定して、非常に喜ばしいことであるというお話がございましたけれども、私ごとですけれども、私も前回の東京オリンピックには参加させていただきまして、この生命を受けている間に、2回、オリンピックを体験できるということは、非常に私も国民の一人として喜んでおる次第でございます。それと同時に、やはりこれで日本経済が活性化されて、この先、観光客も増えて、御宿が潤ってくればなということ、前向きに考えて、非常に喜ばしいことだというふうに感じている一人でございます。

それでは、通告に従って質問したいと思います。

まず、町活性化対策について町長の考えをお聞きいたしたいと思います。

1番目に、御宿町経済そのもの全体は、やはり漁業・農業・商工業、また観光を中心とした町が普通に考えられる状態であります。その中で、やはりそれぞれの産業において、頭打ちのところもあれば、あるいは後継者の不足によって、衰退の一途をたどっておるという種目もあります。しかしながら、町長は、常に御宿町を経済の中心は、やはり観光である、観光立町であるということを唱えております。先の選挙においても、やはり観光を中心とした町づくりすることによって、町のあらゆる分野に、その恩恵が伝わっていくというようなお話もされたように聞いております。

その中で、観光といっても、なかなか携わっている人にしてみれば、こういうことなんだということが、理解できている、あるいはわかって事業しているということがあろうかと思いま

すけれども、そうでない方は、目に見えない、そういったものに感ずるように思うと思うんですね。よって、私は、町民ひとしく、町長が唱えておる観光を中心とした町づくりという政策について、具体的に示していただいて、それがどういう形で実行されることによって、町が潤い、あらゆる分野にその恩恵が伝わるというのか、今日は、ぜひ観光について、町長の具体的な政策をお聞かせ願って、やはりその後、第1回目として、お願いしてあります今年の夏の観光に対して、町長はどう判断されたかということもあります。

お聞きしたいのは、本当に町づくりに対して、観光を中心としたという、どういうものを具体的にこれからこういうふうにしていくんだと、そのことによって、観光というものは、町民に理解されて、また町民とともに、そこに力を結集して町が潤っていくんだと、その具体策を今日はどうしてもお聞かせ願いたいというふうに思います。まず、それをひとつお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 今後の観光ということでございますが、今さら申し上げるまでもございませんが、御宿町は、美しい自然景観、温暖な気候、新鮮で豊かな食材などに恵まれ、旧来から、保養地、別荘地、観光地として、全国に名をはせております。

観光産業は、経済波及の裾野が広く、農業・漁業・商業に大きく寄与することから、観光振興を中心とした町づくりを進めているところでございます。

今後の観光事業の活性化でございますが、従来の夏季の海水浴に加えまして、農作物の作付や収穫などの農業体験や、クルージングや釣り体験などの海洋レジャーの企画も、観光協会を初め、農業者や漁協と調整の上、具体化させたいと考えております。

また、商工会との連携のもと、「まるごとミュージアム」や、関係者のご尽力によりまして定着しました「つるし雛めぐり」の充実に加え、集客力の高いビーチバレー大会やライフセービング大会など、そのほかに住民も参加できるようなスポーツイベントの拡充についても検討して、観光のボトムアップに努めてまいりたいと考えております。

○11番（貝塚嘉軟君） 今、課長が答えていただいた政策は、今まで歴代、ずっとそういうことでやってきているんですね。それにもかかわらず、今年は、先ほども報告がありましたけれども、海水客は減って、あるいは駐車場車両台数も減っているという中で、私は、今日、今、具体的にと言ったのは、このアクションプラン、要するに「笑顔と夢が膨らむまち」ということで、25年度から平成29年度の第1回目の1期のプランが示されております。その中には、「魅せる観光のちから」というふうな形で、今、課長が申し上げたようなことは既に示されて

いるんですけれども、私が聞きたいのは、具体的に、では一つ一つをどうやって、もっと前進した、もっと充実したイベントにしていくのかとか、あるいはもっと違った、この2020年の東京オリンピックに向かって、何か御宿の魅力を引き出して、オリンピックを見に来た外国の人たちが、御宿へ寄って、それから見に行くというような、そういう発想とか、あるいはそういう考え、もう待ったなし。

私も、40数年、この観光に携わって生きてきていますけれども、これほど天候がよくて、そして自然に恵まれた夏というのはまれです。数えるほどで、経験していません。にもかかわらず、勝浦にしてみれば増えている、大原も曲がりなりにも平年並みですよ、そんな感じですよと、そういう声を聞いた中で、今までは、周りの地域は、やはり御宿を目指して、また御宿を超えてと、そういう感じで努力してきていました。御宿も、以前は、そういう形で、それを乗り越えて、盤石な地盤形成をしてきたにもかかわらず、ここ数年来、観光客の減少、はっきり言って、一昨年の大災害の夏においても、いろいろと懸念されたけど、町長の計らいにより対策を講じたおかげで、それなりに平年並みのお客を受け入れてきた。しかし、昨年はその前の年よりも減ったと、そして今年、なおかつ減ったという実感を観光関係者だけじゃなしに、地域住民の人たちも、今年は、お客が少ないですねと、そういう声がしきりに聞かれるんですよ。

ですから、私は、観光立町として、町民からこういう声が出るということはどうかと、これでいいのかなと、いろいろと要素はあるでしょう。しかし、もう町外から出てイベントをしても、当たり前のイベントというかコマーシャルあるいはキャラバン、そういうものしかしてないんですね。やはり何としてでも、ジャックしても何だという熱のこもったキャラバンなどは、もうここ数年していません。もう当たり前の県とともに行って、県がやるところへ行って、ほんのわずかなコーナーをいただいて、そこでチラシをまく、もうそれだけです。

ですから、私は、以前にも町長に提案したことがあります。岩和田地区におきましては、海女の里と命名して、大々的に宣伝してくださいと、NHK朝のドラマで、「あまちゃん」という岩手の海女のドラマを初め、その前から私は海女の里命名を町長にお願いしているわけですよ。そういうきっかけがあれば、もっと宣伝の方法もあつたらうし、お客も来てくれたらうと思うんですよ。

あるいは、市原鶴舞インターができて、297号線勝浦あたりは直線で行っちゃう。だったら、御宿に入る県道のところに、大々的なポスター、看板ですか、そういうものもつくって誘導するとか、そういうことがされるべきだったんじゃないかな。この減少は、ただの暑かったから、お客が出なかったから、来なかったじゃないんですよ。勝浦なんかは、もう5割増しだと、10

万人以上のお客が押し寄せたということなんです。守谷海岸なんか、駐車場、あの千何百台と入る駐車場が毎日のように満車になっておられた。

また、一例を挙げると、私のところですけども、家族連れが、今年、3組、守谷海岸に行くにはどうしたらいいんですかと、目の前、家族連れですよ、御宿の海水浴場は、家族連れで絶対安心・安全だということで、今まで多くの方が家族連れで訪れてくれていたんです。泊まりは御宿へ泊まったけど、守谷に泊らないから、御宿へ泊まって、守谷海岸まで行ったということなんです。こんな現象、私も初めてです、この事業を起こして。

これは、やはり町長の政策、町の姿勢が、これはもう反省していただいて、具体的にお客を呼ぶ方法は考えてもらわないと、このままじゃ御宿はますます衰退していくと思います。まして、町長は、温泉宣言をして、通年観光に役立つというようなことをおっしゃって、今、温泉のことについても公表していただいていますけれども、私は前から言っています。夏前に、温泉宣言をしてくださいよと、夏、来たお客に、御宿町は、温泉が出るんだ、温泉の町になったんだということで、9月、10月の伊勢えび祭りにも泊まって、温泉に入って、安くておいしい高級なイセエビを腹いっぱい食べられる。まして、アベノミクスによって、経済が、よくなった、よくなった。ただし、やはり平面には、まだまだその実感が伝わっていないということで、今年あたりは、やはり遠出を控えているお客さんも多数あったんだろうと思います。だけど、そういう人たちをやはり引き出して御宿に来てもらうのには、あらゆる要素をお客さんに提供して、プラスになる、ああ、行ってよかったというような要素を提案しなきゃいけないと思うんですよ。

私、以前は、観光協会が、任意団体で、我々議員からも理事として出たり、あるいは関係者として一組合長として理事になって、審議をしてきました。だけど、ここ、今年、いろいろと私はもう議員ですからなりませんよということで、うちの息子が、宿泊関係者の代表理事として、協会の理事会に出席していますけれども、はっきり言って、事前に審議内容や審議日程が、示されるというのが多々なくて、突然、ファクスで、今日何時から理事会はやるから出席してください、こういうことは、今年、二、三回あったそうです。

最近の話だと、きのう、突然、協会から、ライフセービングの件について協議会がありますと、大会議室に集まったそうですね。そのときに、課長が何とおっしゃったか、今、私はここと言わないけど、うちの息子は、非常に疑問に思っております、それでいいんですかと、ああいうお話でいいんですかというようなことを言っていましたけれども、全てがそうだとは言いませんけど、今年、たまたまうちの海の家の前前の監視台のところにおいて、ちょっとしたトラ

ブルがありました。それも、私は、町が全て観光協会に一任したからといって、監督機関として、あるいはそういった情報機関としての姿勢がきちんと伝わっていない。だから、今年は、死亡者が出たとは言いません。亡くなった方は、自分の不注意でお亡くなりになったから、これは、町の責任ではないし、監視員の手落ちでもないというふうに思っておりますけど、しかし何となく、いつもの年と違うぞというのを感じ取られました。

岩和田におきましては、やはりあの7月の13、14、15ですか、その辺の連休のときにも、補正を組んで、そして臨時の監視員を置いて、監視体制は整えましたよと言いましたけど、その人たちは、砂浜に座っていて、監視体制じゃないんですよ。まして、海開きしていないから、監視員がいても、サーファーが、我が物顔でサーフィンをやっているんですよ。そこに、海水客が来ても、危なくて入ってられないから、近くの海水浴場はどこにありますか。いや、大丈夫ですよ、監視員もいますから大丈夫ですよ。だって、サーフィンがいっぱいいて、子供を連れて泳げないですよと、これも、どうなんですか、お金を払っているんですよ。

以前は、7月の第1週に海開きをするというのが、協会サイドではもう決まっているんです。それが、予算の都合で、では予算の都合だったら、何で臨時で補正なんかを組んで、お金を出して、役に立たない、はっきり言って、いてもいなくてもいい監視員をお金は出したんですか。

実際に、助けに行ってくださいよ。浮き輪を離れて、浮き輪をとりに行って、子供があっぷあっぷしていますからといっても、いや、浮き輪をとりに行く、私たちは、それが役目ではありませんと、浮き輪をとりに行っているから、子供があっぷあっぷしているから助けてくださいよと監視員にお願いしたにもかかわらず、そういう返事が来た。そして、うちの息子やそのうちに来ているおっ子が慌てて助けに行った。事なきを得たけど、監視員の方に、後で、責任者は誰ですかといったら、知りませんと、幾ら長年、拓大の学生さんをお願いして、安全・安心の海水浴場だと大見えを切っていた姿、これは何だったんですか。たとえわずかでも、お金は払っているんでしょう、ボランティアじゃないでしょう。うちの子は怒りましたよ。あなたたち、ボランティアだったらお金はもらってないよね。だったら、町は監視員としてお金を出しているじゃないですかと、このお金はどこへ行っているんですかと、これは、何十年とそのボランティアでやっていますということになっていたら大変なことでしょう。おじさん、議員でこれは黙っているんですかと、こう言われちゃいましたよ。

だから、観光に対して、町長、私が聞きたいのは、観光を中心とした町づくりしていきますと、皆さんが潤って、それがきちんと税金として納められて、そのお金を有効にあらゆる分野に充当して行って、御宿に住む人たちが、御宿に住んでよかったなと実感していただく、御宿

に行こうという、そういう声がやはり聞こえなければ、ますますこれは、御宿は衰退していくと思うんですよ。

とにかく、町長、具体的に、今、言ったけれども、具体的じゃないんですよ、これは、課長が言ったのは。町長はどう思うんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご指摘をいただきましてありがとうございます。

反省すべきは反省して、今後、対応していきたいと考えておりますが、観光振興策についてのご質問でございますが、私は、過日、関東町村会の主催によります海外行政視察に参加をさせていただきました。1都6県の市長18名の参加によりまして、ドイツ、スイスの行政事情を視察いたしました。

内容につきましては、環境エネルギー政策、高齢者福祉政策、クラインガルテンなどの農業政策でありました。

この視察を通して、1つ感じたことがございます、強く感じたことがございます。ドイツ、スイスにおきましても、美しい自然はありましたが、2000年にわたって自然と共生してきました我が国の日本は、西欧諸国に引けをとらない、いや、それ以上に美しい自然があるのではないかということでございました。日本は、もっともっと自然を売り込み、観光立国として立つべきだ。千葉県も、もっともっと自然を売り込んで、観光立県として立つべき、御宿は、もっともっと自然を売り込んで、観光立町として立つべきだと改めて思った次第でございます。

我が国は島国であります。千葉県は半島であります。御宿町は海に面しております。共通する面は、海岸線、海であります。観光立県、観光立町として立つためには、やはりこの海岸にもっと気を注いで、大変厳しい財政事情にありますが、予算を通すべきではないかなと考えております。このことについては、ぜひ千葉県にも提言をしていきたいと考えております。

クラインガルテンなども視察しましたが、非常に素晴らしいものでございました。今、考えておりますのは、今後、遊休農地の活用による交流人口の増加、活性化を考えていきたい。クラインガルテンは、市民農園など、いろいろと方法はありますが、何とか計画を立て、実行してまいりたい。

議員の皆様方も、農業関係者の皆様方とお話をしたり、いろんな事情を視察したりしてございますが、同じ方向を向いて、ぜひこの観光・農業や漁業を取り入れて、観光につなげていきたいと考えております。

先ほどちょっとお話がございましたが、海の里、海女の里、海女祭り、またみなと祭り、こ

これは、岩和田区が主催で、ご案内のとおり、11月に開催予定でございますが、今も、いろんなご指摘をいただきましたが、そうではなく、いろんなプラス要素がたくさんあります。いろんな今回のライフセービングにしても、また将来的ないろんな多くの行事、イベントを行って、活性化につなげていきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともご指導のほどをお願いしたいと思います。

○11番（貝塚嘉軼君） 今、私は具体的に申し上げたら、農業、漁業とプラスした観光をとということで進めていきたいというお話です。もう何年も前から、県は、グリーン・ツーリズムというようなことから発して、古民家に泊まって農業体験をすとか、漁村の家に泊まって、漁業を体験するとかということで、私も、その県の計画のときに、この県下の南地区の民宿を代表して、県から委嘱されて、その協議に2年間参加したことがありますけど、やはり地域によっては、それに当てはまる地域となかなか難しい地域とありまして、県も、その後、いろいろと政策を打ってきて、それらが生きているところもあります。

ぜひ御宿も、土地改良されて、中山間利用が終わって、それらを生かす、観光に結びつける、そういう事業はこれから進むんでしょけど、私とすれば、それと同時に、やはり御宿の海岸は、御宿の宝ですと町長は以前からも言っています。この宝を磨くも磨かないも、行政の考え一つだと思えますよ。町民だけじゃなくて、それに磨くには、手が要りますよという中で、その手は、町民の皆さん、あるいは関係者の皆さん、手を携えてやっていきたいと思いますというリーダーはやはり行政だと思えますよ。それは町長の考えだと、私はそう思っています。

ですから、自然を売り込むと、これは、もう県下でも1位を誇る海水浴場として、以前、滝口栄蔵町長が、県の指定を受けて、県下一の海水浴場にするんだというような考えを示されて、努力した経緯もあります。町長は、当時、職員でいたから、そういった考えも充分ご承知の上だと思いますけど、そういう中で、私も、その流れをずっと見て、あるいはそれに参加してきておりますけど、今年ほどちょっと首をかしげる年はない。ですから、私はお聞きしたわけなんです。ぜひ今おっしゃったようなことを一刻も早く、それぞれ事業計画、このアクションプランの中で、優先順位を決めているんでしょけど、御宿の経済の活性というのは、ほかから訪ねてこられた人たちが、多くのお金を落として帰ってくれることが、やはり御宿の経済を活性化していく第一歩だと思います。

この伊勢えび祭り、先日、天候も悪くて、思ったより、私は、お客が出なかったかなというふうに思っておるんですけど、どのような結果で、協会側から、あるいは話があるかわかりませんが、我々、宿泊関係は、少なかったですね、例年よりも少なかった。それと、昼食も少

なかった。いつもは、お昼を食べるのに、4時ぐらいになっていたのが、もう1時には、従業員に、お昼は食べましょうよということをするぐらい、用意したエビもわずか6匹ですよ、出たのが。その要因は、高いか安いかわかりませんが、昨年と同じなんです、提供している値段は。しかし、イセエビもそう安くはないんです。浜値でも4,000円以上しているんです。その中で、やはり180から200ぐらいのエビをお刺身として提供しているわけです。

私は、今後、来週土日、ライフセービングの大会が、一般社会人ですか、大会が行われます。それについても、宿泊関係者に尋ねてみると、うちは、まだ予約は入っていません、うちは何とか入りましたと、あるいはその後の2回目の大会においても、やはり宿泊はまだですという声も聞きます。

最後の28、29、これは、隣の勝浦市が、B-1グルメの関東東北大会ですか、全国予選を行う。10万人以上の集客を予定している。そこに御宿は、地域の年に一度のお祭りがああります、28、29に。旧御宿地区の春日神社のほうにつきましては、何か1日限りだというようなことを聞きますけど、布施のほうも日曜日に何か行うようなことでしたね。

(発言する者あり)

○11番(貝塚嘉敏君) 土曜日ですか、土曜日、28日に行く。そうすると、この交通の状況というのが大変じゃないかな。これについて御宿町は、どう考えているのかなというような思いがするわけなんですけど、どっちにしても、この9月の週末におきましては大変だと思うんですよ。それについて、以前に瀧口義雄議員からも、駐車場確保についてどう考えているんだというふうなご質問もされていたかと思います。具体的に、これは質問状に出ていないから、議長に怒られるかもわからないけど、関連質問でお聞きしたいんですけど、どうなんですか、田邊課長、この対策、この28、29日の2日間の交通対策については、どのような計画を立てて、どのような指示をされているか、あるいは協議をしているか、ちょっとお話は聞かせていただけますか。

○議長(中村俊六郎君) 質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午前11時01分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

○議長(中村俊六郎君) 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 9月の月末の28、29の勝浦のB-1グランプリへの対応でございますが、こちら、私どものほうもちょっと心配しておりまして、6月ごろから、いすみ警察署あるいは勝浦市役所と検討してまいりまして、128号線の下り、上りから入ってくるころに関しましては、勝浦市の負担で看板をつくりまして、大原台の入り口、右折させまして、そのまま新宿に行って、それから真常寺の先の農協の倉庫の交差点を左折、実谷を通りまして、部原に抜けて、勝浦市のほうも、市内のほうには駐車場がないということですので、駐車場は全て守谷を考えているということです。そこからバイパスに乗せて、守谷のほうへ向っていただくということで、御宿町はバイパスするような計画を持っています。

祭りのみこしの渡御でございますが、これは、一日のお祭りということで、9月28日土曜日、国道を通られるのが、御宿漁港を2時半に出まして、須賀の三差路まで、1時間かけて歩くということです。ライフセーバーのほうには、参加者には、全てもうアナウンスが終わっておりまして、こういうことがあるから、早目に来てくださいと、遅くなると、もしかすると大会に間に合わないことがありますということもう周知してございますので、あとは、住民の方々、町内を移動するのが、不自由にはなるんですが、いずれにしても区長会とかでもお話をしていますので、この日は、ちょっと渋滞が予測されておりますということを伝えてあります。

また、警察のほうも、やはり自由な通行を制限することはできないので、これについては、特に対処のしようがないということです。

また、勝浦市につきましても、あの市域に10万人入られるという計画でございますので、はっきり言ってどうなるかわからないということで、ただ公共交通機関も使っていただきたいということを声高に叫んでおりまして、あとそれについては、JRの臨時列車を増発させるということで対応してまいりたいということでございます。

○11番（貝塚嘉軼君） 一番、誰しものが心配する交通のことなんですけれども、今、課長から、6月から打ち合わせして、そういった迂回路についても説明がありましたけど、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思われます。ですから、事故のないように、やはりその辺は、住民にも、周知徹底をしていただいて、協力をしてもらうということで、ぜひ事故のないようお願いしたいと思います。

それで、最後に、私、町長自身に、今年の夏の観光に対して、どう感じ、どう判断されたか、お聞きしたいなというふうに思います。ひとつお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今年は、7月、8月を通しまして、天候もよく、暑い日が続いたわけ

であります、もう少しお客さんに来ていただけるかなと思っておりました。実際には、実績は、先ほど申し上げましたが、昨年を幾分か下回ったということでございます。

これを分析してみますに、私自身が感じたことでございますが、1つは、4月27日に圏央道が開通いたしまして、市原鶴舞インターをおりて、勝浦に下る国道297号線がかなり毎日のように渋滞しておったという情報をいただきました。そして、勝浦市に入った車は、御宿には上ってこないで、ほとんどが鴨川方面に下るということで、恐らく今まで、東金有料道路から波のり道路、128号線を下ってきたお客さんが、逆に圏央道開通により、297号線に流れたというような傾向もあったのではないかなと考えております。

もう一点は、福島原発の汚染水に関係して、3.11にかかわる、また津波、地震に関する風評の余波がまだ残っておりまして、海水浴離れ、海岸離れがあったのかなと感じているところがございます。

今後の対策といたしましては、将来的に、道路改良を積極的に対応していきたいと思っておりますが、圏央道と128号線に関連する長生グリーンライン、いすみ市、大原の日在と大多喜、船子交差点を結ぶ465号バイパスの開業、これも、かなり具体化して、積極的に工事が進められていくようになります。先般も、いすみ市長とお話ししまして、千葉県、国に、積極的に働きかけようという話が進んでおります。そして、勝浦大原線の道路拡幅の改良、そしてキャメルゴルフ場前の有料道路の整備推進と、これも、県と、随時、今、協議をしている最中でございます。そして、297号線と勝浦バイパスの交差点改良、これは、武道大学の脇の関係でございますが、現在、御宿方面に向っておられる交差点のような形になっておりませんので、これは、来年度、工事がございます。そういうことで、こういった道路改良についても、強く推進していきたいと考えております。

いずれにしても、道路の関係につきましては、すぐ、一、二年でできるということではございませんので、とりあえず圏央道に関連しまして、先ほども話がございましたが、御宿に下るいろいろな交差点に、案内サインの充実を図っていききたいと思います。

○11番（貝塚嘉軟君） 今、町長も、今年の夏の町長自身が感じたことをお話でお聞きしましたけど、私からも、ひとつ今年の夏に関してどうだったかという、業者の立場として、海のほうの状況を説明しますと、お客が減っていたのは事実でございます。しかし、そればかりじゃなくて、やはり御宿の宝である海岸を朝3時から起きて、海岸清掃してくれた職員の努力によって、朝、私、いつも、もう5時、遅くても5時半にはお店をあけていたんですけど、土曜日あるいは日曜日の朝は、もう4時半ですと、あける準備をして、そうすると早いお客が、

足跡一つついていない海岸に、自分が、波打ち際まで行って、後ろを振り返ったら、自分のその足跡がくっきりと見えた。ああ、御宿に来てよかったですよと、私は、茅ヶ崎に住んでいますが、近くに海水浴場はたくさんありますが、泳げません。御宿は、初めて来たけど、こんなにきれいだったんですねと、気持ちいいですね、来てよかったです、そう言ってくれました。そのことを作業員に伝えた。「あなたが朝3時の暗闇から明かりをつけてきれいにしてくれたおかげで、こういうお客さんがいましたよ」と言った。「ああ、私は、それで救われました。その気持ち、私の気持ちが伝わったんですね」といって喜んでいました。それで、その方は、午前中まで、うちのお店で、お酒を飲んだり、食事をしたりして、いろんな話も聞きましたけど、「これから御宿が大好きになります。また、来ますよ」といって、4回来てくれました。「来ましたよ」といって、そういうお客さんもいます。

ですから、海岸は御宿の宝だなと、この自然をやはり壊しちゃいけないな。この美しさを保つにはどうしたらいいか。そうすると、やはり人が寝ている間に起きて、こうしてこの宝を守ってくれる人がいるんだな、ありがたいな、お兄ちゃん、いつもありがとうね、会うと私、ジュース、水、そういうものを汗はかいていますから、どうぞ飲んでくださいよと上げます。毎日じゃありません。会ったときだけです。そういうふうなときに、「いや、ありがとうございます。皆さんが、喜んでくれるのが私の生きがいです。御宿町をきれいにして、やはりお客さんに大勢来てもらわなきゃ困りますものね」という話で、一生懸命やってくれました。

だけど、最後に、余りこういうことを言いたくはないんですけど、うちのアルバイト料よりも、もらった金額が少ないんですね、びっくりしました。高校生が、8時から5時半ぐらいまで、うちは、お願いして、お払いして、わずか二十日ばかりのアルバイト代、その料金とその方が、機械を動かしてやってくださった人の報酬が安いんですね。どんな契約をしたか知りませんが、そうやって、それ相応に、評価をしていただいて、私は、努力した人には、たとえ臨時であろうと、期限を切った採用であっても、私は、やはり御宿の宝をそうやって守ってくれて、来たお客さんが気持ちよく帰ってくれた。

ですから、そういうことを考えたら、わずかなお金だろうけど、差し上げてほしいなというような気持ちになったし、一年中きれいにするには、やはり私は専属で使うべきだと思うんですよ。毎年そうなんですけど、5月の連休、お客さんが来るころになると、必ず、しけて、あるいはごみだらけになって、これは、連休前にこんなじゃいけないなと、何とかならないのかなと、そうかといって、私一人がごみを拾ったぐらいでは、大したレベルにならない。だけど、これは、専属で、本当に町長が先ほど言ったように、自然を大事に、自然を売り込むん

だと言うのであれば、やはり県下一のこの砂浜、このきれいな砂浜をいつ御宿へ来ても、ああ、きれいだな、すてきだなと思っていただいて、夏には海水浴できるというような思いを持っていただいて帰ってもらおうと、そういうことが大事じゃないかなと思うんですよね。

ですから、努力した人には、それなりのことは認めてさしあげるということをしてほしいなと、そうしないと働いてくれる人がいなくなっちゃいますよ。それは、決めた時間帯じゃないですよ、それは勝手にやっているんですよと、決めた時間は何時から何時までとなっていますよという、これは、もうそういう言い分を言うような職員がいたら、私は間違っていると思いますよ。潮の関係とか、いろいろあるわけですよ。どんなに水が川に張ってあっても、動ける車だったらいいんですけど、やはりタイヤシャベルだと限度がある。ですから、潮の満ち潮を見て、時には、2時に起きてやらなきゃいけない、3時に来てやらなきゃいけない、そういうことがあって、お客さんが入ってきちゃってからでは、危なくてやってられないからという部分もあります。昨年までやってくれた方も、そういうことは言っていました。

ですから、ぜひ、ほかの臨時職員と違って、私はそういう点を評価すべきだと思いますよ。実際に、きれいだったですよ。皆さん、岩和田の方たちは通勤するときに海岸を見るでしょう。それは、岩和田だけじゃないんですよ、中央でも、浜でも、みんな毎日やってきれいになっているんですよ。ですから、その辺についても、私は、ぜひ検討していただいて、それで夏が終わったから終わりじゃなくて、やはり週に何日かはきれいにしてやってくださいよという形で採用してほしいなというふうに思いますよ。専属で置いて、やはり御宿の宝を磨いてもらいましょうよ。どうなんですか、それについて。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご意見、ありがとうございます。

海岸のビーチクリーナーのオペレーターにつきましては、以前もご指摘がありまして、過去におきましては、限定的な日にちでしか作業してごさいませんでした。その中で、作業上の安全ということで、補助員をつけなさいということで、補助員のほうにつきましても、追加をさせていただいたところでごさいます。また、オペレーターにつきましては、資格を複数必要とするような状況もございまして、なかなか募集をしても、応募がないというような状況もございましたが、現在、オペレーターにつきましては、一定の期間、雇用するような形態で採用させていただきます。

また、今後の作業体系も含めまして、ご意見のような状況につきましては、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○11番（貝塚嘉軼君） ぜひそういう形で、やはり御宿は、夏だけじゃなくて、一年中きれいな海岸を提供している、そういうことが、その季節においてお客を呼ぶ一つの方法でもあろうかと思います。いろいろな方法はあるでしょう。先ほど町長が言ったような具体的な対策として、漁業と結びつけた観光あるいは農業と結びつけた観光、それを推進していきますと、それも、通年、通しての観光政策だと私は思いますけど、それよりも、見たり聞いたり体験したりという部分の中で、私が以前にも提案したやはり天ノ守地区の観光開発について、先般、検討委員会のほうの委員長から答申案をいただきました。そのことは、町長の手元にもう届いていると思います。ぜひこれは考えていただいて、自然のあるがままも大事だけど、その中に、やはり文化とか、あるいは教育とかスポーツとか、そういうものも含めた中での周りの自然と調和した観光開発が、私は、御宿に、これからの御宿に欠かすことのできない一つの政策じゃないかな。

まして、7年後にオリンピックが行われるということになると、メキシコ、テカマチャルコ市とのこの10月に姉妹都市を結ぶ、そしてメキシコのお客さんは、ぜひ御宿へ泊まってくださいよ、ぜひ御宿で合宿してくださいよと、選手村へ入る前に、スポーツ施設を使った体力づくり、あるいは調整してくださいというような、私はそういう考えを持って進めてほしいな。非常に財政的に厳しいとおっしゃってはおりますけど、私に言わせれば、確かにそうなんだけど、だからといって、前を見なければ、全然進んでいかないというふうに思いますので、思い切った町長、ここで政策を実現してください。そうしないと、本当に若者がどんどん御宿から出ていって、お年寄りの町になってしまう。

定住者対策、いろいろ町長、考えて、政策の中に盛り込んでおりますけど、やはり8,000人の人口を抱えたこの町、その中でのお金の流通では、決して富になっていきません。1万、2万という町外の人たちが訪れていただいて、お金を落としてくれることによって、潤っていくというふうに私は思いますので、その方法を考えていただいて、政策の柱にやはりしていただきたいなというふうに思っております。これについては、答弁は要りません。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、11番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

◇ 滝 口 一 浩 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、10番、滝口一浩君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 滝口一浩君 登壇)

○10番(滝口一浩君) 10番、滝口です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、まちづくりの実践というテーマで質問をさせていただきます。

まちづくりは、よい町をつくっていくことです。当たり前のことですが、そこに住んでいる住民にとって、気持ちよく豊かに暮らせ、住んでいてよかったという実感を心から感じ、次の時代にも継続が期待できるものだと思います。

そこで、実践とは、行動を通じて、環境を意識的に変化させること、既に決まった計画や施策をそのとおり正確に実行するのとは、全然意味が違います。実践の基本には、理念や理想があります。それが現実と食い違うときに、現実を理念に近づけるようにする行動の全体が実践だと考えます。理念とか理想を持たない場合には、どんなに大きな事業でも、既定路線上の機械的な実行にすぎません。今、多くの人が、地域に密着し、現場性を持って、この御宿町を美しいすぐれたものにしていこうと考え、将来の価値観を上げる努力はしているわけですが、ここでまず魅力ある地域づくり及び青少年育成について質問します。

今年の夏季観光の状況については、町長の海水浴客入り込み数、プール、駐車場の数字も挙げていただきました。前段者の貝塚議員からも、質問、ご指摘、お叱り等がありましたので、その辺に関しては省略させていただきますけども、私も、町内で商売をする一事業者として、御宿海岸周辺を毎日この目で見ている者として、ちょっと気がついた点について質問をさせていただきます。

まず、この御宿海岸周辺、ビーチフロント、御宿海岸を含めてのルールづくり、条例とはまた違うルールづくりなんですけど、これは、町、観光協会、いろいろあると思うんですけども、今年、12万8,000という数字が出ました。僕が若いころは、50万、60万とか100万人という数字が出ていたと思います。そこからすれば、大分減ったなという感じなのですが、当時、一般住民からしてみたら、海岸も、芋洗い式の海水浴場じゃないかというご指摘もあったのも事実です。

この減少した理由には、いろいろとあるわけですが、この12万を多く捉えるか少なく捉えるのか、それは人の判断なんですけども、少なくなってもいいんですけど、その一緒に質の低下がささやかれています。というのも、海岸でのバーベキューの禁止。ところがこれは、禁止だと思っていたら、意外とその辺の取り締まりもアバウトな状況、テントでの寝泊まり、タトゥー等、若者の度を越えたふざけぐあい、その他いろいろまだあるんですけども、その辺に

関して、どうなんでしょう、観光課長、答弁をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） ご質問の海岸でのバーベキュー、キャンプでございますが、特に制限する規程はございません。しかしながら、海水浴場内でのバーベキューは、周囲にやけどの危険がございますので、危険防止の観点からご遠慮いただいておりますが、海水浴場以外の砂浜で行うものに関しましては、砂浜に、じかでたき火を行うもの以外は、特に規制がございません。また、キャンプも、同様に特に規制はございませんが、騒乱ですとか犯罪防止の観点から、秩序維持として行わないよう、看板にて注意喚起をさせていただいております。あくまで「お願い」として注意しております。

この夏も、ご指摘のとおり、月の沙漠記念公園のプール寄りに、数日間、テントを張っていた外国人グループがございまして、私も注意しに参りましたが、テントは張りっ放しなんです、宿泊場所はほかに確保してございまして、そこでの寝泊まりはしていないとのことでした。その際に、犯罪に巻き込まれるおそれや周辺への騒音迷惑への配慮、また火の始末とごみの持ち帰りなどをお願いしましたところ、特にトラブルになることもなく、聞き入れていただきました。今後も、同様に注意喚起を行いたいと考えております。

また、入れ墨につきましては、暴力団のイメージがつきまとい、畏怖や嫌悪感から、家族連れなどのお客様に敬遠されるのではという懸念は、議員のご指摘のとおりで、本町のみならず、各地の海水浴場を悩ます問題でございます。しかしながら、法律で禁止されているわけではなく、一部の若者などは、ファッションとして誇示している状態もございます。先ほども申し上げましたが、どなたでも自由に使える国有地浜でございますので、規制は、難しいものがございますが、Tシャツですとかラッシュガードなどを着ていただくことで、入れ墨、またタトゥーを露出しないよう、お願い、啓発してまいりたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

先ほども言いましたルールづくりが、ちょっと今のやはり答弁ですと、徹底されていないというか、いろいろ行政関係者、商売の方とか、いろいろ見解が、観光客の方に聞かれても、見解がまちまちになっちゃって、やっていいのか、やって悪いのかという、そういうのも全くない状況の中で、バーベキュー、基本的に先進地のアメリカとかのビーチとかの事例を見ますと、まず海岸では絶対やらせない。そのかわり、駐車場ないしバーベキューエリアを必ず設けてやらせる。やはり寝泊まりに関しても、駐車場は閉鎖して、もうモーターなり宿泊施設に回すような手段もされているみたいです。

そんな中で、先ほど貝塚議員さんからも出ましたけど、僕も、毎朝、サーフィンはやって、5時に起きていますけども、今回、ビーチクリーナーの臨時職員の方とご友人の方が、パートナーでサーフショップのオーナーなんですけども、2人で朝から海岸を本当に整地して、これほど久しぶりに御宿海岸、なかなか捨てたものじゃないなという光景が本当にありました。

そんな中で、これは、お金をかけても、人力で、やはり通年を通して、もう自然環境だけじゃちょっと無理なところもあります。日本全国、自然が売りというところはもうどこでもそうなんで、やはり手を加えないと、それはまずい状況あるんで、もとに戻しますけども、バーベキューのエリアを設ける。あとは、記念館前広場の音響設備、これは、コンサートとか若者のライブとかが常に行われるような状況とかを何とかつukれないものか。そのためには、町、観光協会、商工会が一丸となってやらなきゃいけないわけですけど、常々感じることは、素人が幾らやっても無理です。こういうことは、専門の民間の旅行会社なりマーケティング会社、専門のプロデューサーが必ず必要だと考えます。その人を一人見つけてきて、そうやって、もう来年に向けて、この対策は練らないと、どんどん10万人を割るような結果になっていくと思います。これだけ天気がよくて、一夏見ましたけど、7月は、全然お客さんはいません。8月、取り戻しましたけども、今年は、一回も、台風も、そういうものはなくてこの数字ですので、来年、本当に厳しい状況が来る前に、何とか力を合わせてできればなと考えますが、その辺、ちょっと一言だけでいいですか、課長。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

○産業観光課長（田邊義博君） ただいまのバーベキューエリアのお話でございますが、ごもつともなご指摘だと思いますが、海の家など、ご商売されている方への配慮もございますので、今後、検討してまいりたいと思います。

また、記念館前広場の活用につきましては、以前、夜に、ジャズをやったりとか、そういうこともあったと思うんですが、またそういうものの復活といいますか、その進化系のようなものができるかどうか。こちらも、改めて検討させていただきたいと思います。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

町長に関しては、先ほど貝塚議員のほうからの質問に答えていましたので、次に移らせていただきます。

次に、魅力ある地域づくり活動補助についてです。

これは、今回、200万円の予算が3月に組まれました。これが、前年100万円が、予算が倍になったこと、ちょっとどうなのかということ、財政が厳しい中で、地域の活性はわかるんです

けども、そういう質問させていただきました。というのも、100万円の予算で、2団体、その半分しか使われていませんでした。今年、何で倍になったんだろうということで、今年は、どんな団体がどんな事業に取り組むか、その辺、まず教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、魅力ある地域づくり活動補助についてご説明いたします。

魅力ある地域づくり推進事業補助金は、御宿町民の地域づくり活動の精神を培い、新たなる創造と実践を促し、活力と魅力ある地域づくり推進を図るために行う団体等の事業に要する費用に対して、町では、年間4事業を限度に、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

補助金は対象事業費の2分の1以内で、補助限度額は50万円という事業でございます。

今年度におきましては、4月のお知らせ版で募集をいたしまして、応募のあった4団体についてヒアリングを行い、事前選考において4団体が決定をしております。今年度、選考した団体につきましては、雛の会、御宿台区、NPO法人おんじゅくDE元気、岩和田区となっております。

それぞれの事業内容の概要を申し上げますと、まず雛の会についてですが、こちらは、商工会婦人部が中心となって実施しておりますまちかどつるし雛めぐりを盛り上げようと、商工会婦人部とは別に、独自の特設コーナーを展開して、作成したつるし雛を展示する活動について支援するものでございます。

続きまして、御宿台区についてですが、御宿台区住民のコミュニケーションづくりと他の地区住民とのきずなは深めることを目的に、開催される御宿台秋まつりを支援するものでございます。

3つ目は、NPO法人おんじゅくDE元気が行います大人の遊び塾の開催を支援するものです。これは、昔、培った技術を持つ講師が、たこづくりや模型飛行機製作など、遊びの教室を開催し、遊びや交流を通じて、参加者はもちろん、講師も、生きがいを感じて、元気になれる効果を目指すというような事業でございます。

4つ目の岩和田区につきましては、岩和田みなと祭りの開催となっております。これは、岩和田区民の交流を通じて、地域コミュニティの充実を図ろうとする事業でございます。

今年度の運用につきましては、これまで、申請順に受付を行い、審査、決定という手続を行ってまいりましたが、今年度からは、事前選定に公平性を持たせるために、広く本制度を周知

し、事前に事業計画書を提出いただく手法に変更しております。事前選考において、4団体が決定をしておりますが、今後は、事業実施前に、より具体的な内容について、それぞれの団体に交付申請書の提出をお願いしております。この交付申請を受けまして、交付手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、御宿台区につきましては、既に申請をいただき、事業の交付決定までもしてございます。

以上です。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

3月のときに、その事業計画、事業予算書、終わってからの事業報告書、町の大事なお金を使うわけですので、その辺、しっかりしているんでしょうねということも言わせていただいたんですけども、大竹課長のことです、厳しい審査の中でこの4団体が決まったと思うんですけど、ちなみに4団体で、ほかには、今のところはないわけですね。

それと、あとまだ正式な概略だけで、御宿台区だけが、正式に事業計画があって、決まっているということで、まだ予算的には、どうなんだろう、あきはあるのかということをお聞きしたいんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 先ほど申し上げた4月の募集の時点で、4団体のみ応募いただいております。それぞれの事業内容について確認をさせていただいた中で、事業内容等が補助させていただく内容であるということで、一旦の決定をさせていただいたものです。あくまでも、細かな内容、それから対象事業等の精査については、今後、交付申請書など細かなものを提出いただき、検討させていただくということでございます。その辺の事業の内容が確定してまいりませんと、最終的には、その予算の執行残といえますか、その辺はまだ見通せませんので、今後また検討させていただくということでございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

次にいかせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時54分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 続きまして、子供たちのスポーツ遠征支援や海外ホームステイ等補助の充実についてということで質問をします。

6月議会で、メキシコ、テカマチャルコ市への旅費、国際交流事業として250万円補正予算が組まれましたが、ほとんどこれは、言い方は変ですが、おじさんたちのためというか、おばさんもいるかもしれませんが、それならば、次の時代を担う子供たちのためにも、予算を組めないのか。

これは、途中で、補正で、姉妹提携ということで組まれたわけですが、こういう予算があるのならば、子供たちが、スポーツ等で、全国大会等で、最近では、北は北海道、南は、九州、沖縄まで、結構遠いところまで行っています。少ない御宿町の星として、子供たちにその辺の援助をどうにかしてあげられればと考えます。その辺、どうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 子供たちへのスポーツ遠征支援や海外ホームステイ等の補助充実というご質問でございますが、町では、部活動の県大会に出場に対する補助金や、公の機関等が関係する全国大会への出場者に対しまして、全国大会出場の1日当たり5,000円、限度額は2万円の助成をしております。

この全国大会への昨年度の助成実績につきましては、全日本小学生ソフトテニス選手権大会出場者男女1名ずつ、またB&G全国ジュニア水泳競技大会出場者、男子2名、女子1名、額といたしましては6万5,000円となっております。

今年度につきましても、ソフトテニスと水泳の全国大会の出場者4名から申請がありまして、当初予算を上回ったことから、増額の補正予算を今回の議会で計上させていただいております。

助成につきましては、これまでも広報等でお知らせをしておりますが、今後も、申告漏れ等がないよう、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

海外派遣につきましては、過去に、中学校2年生を対象に、オーストラリアへのホームステイについて、旅費の一部を助成していた時期もございました。ただ、さまざまな事情から、全ての子供たちが参加できる状況ではなく、不公平感もあることなどから、共通経費への助成とした経緯もございます。

このような経緯を踏まえるとともに、対象者を含め、より効果が期待できる助成方法はないか、検討してまいりたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

遠征費用も、多少はそういう制度があるということで、金額的なものは、高いのか安いのかわかりませんが、できる範囲でのことをしてあげられればと思います。

もう一つ、今、国際社会の中で、後にもちょっと触れるんですけども、子供たちが、今は、今というか、中学2年生がオーストラリアへの海外旅行の補助をしていたということで、何年かやっていたことは承知なんですけれども、今はなくなって、いろいろな事情があるんですけども、今、行かせられる親御さんは、中学あたりになると、ホームステイとか、オーストラリアに限らず、アメリカとか、行かせている家庭もあるみたいです。そんな中で、誰でもかんでもというわけでもないんですけども、その辺に関しても、国際社会に通用する子供を育てる意味でも、町が主催というよりも、そういうものがあれば、どこかの機関、NPOなりを通じて、積極的にその辺も教育の一環として取り組んでいただけたらと思っています。

その辺に関しては、保護者の皆さんというのは、そういう海外遠征初め、国内の旅費だとか、そういうことに関しては、周知はしているということなんですけれども、意外と知られていない可能性もあるので、その辺の周知は大丈夫なんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） スポーツ遠征のほうの周知ということでございますが、当初、この制度が出たときに、周知はしてまいりましたが、また改めて、申告等の漏れがないように、学校と連携して、周知徹底してまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご質問、ありがとうございます。

青少年、子供たちの海外ホームステイへの補助ということでございますが、今、教育課長から答弁がありましたけれども、御宿町は、平成8年から17年まで、約10年間、オーストラリアのホームステイは行いました。大体、1年間で25名、クラスの半分ぐらい、それで助成は、半額補助、当時、旅行費はおよそ28万円程度でございましたから、その半額ぐらいの補助をしたわけでございます。

しかしながら、後年になりまして、最後の年のほうになりまして、あのころは、SARS、新型肺炎がはやりまして、そういう理由もございました。また、助成することはいいのですけども、やはり行ける子、行けない子が出てきます。そういう公平性の問題も少しありまして、同時に町の財政事情もあったということで、10年間で中止したということでございます。

今後の姉妹都市交流につきまして、これからテカマチャルコと姉妹都市協定を結びますが、

またバルカサル市長と会ったときに、御宿町のできる範囲内で、余り背伸びせずに、この交流について、青少年の交流についてお話をしていきたいと思います。

それと、昨年、メキシコにある日墨学院を通じて、小学生の交流を積極的な話がありましたけれども、向こうの子供たちは、要するにスペイン語が、母国語というか、国の言葉で、日墨学院ですから日本語を学んでいるんです。例えば、御宿町に、日本に来たときに、日本の子供たちは、日本語を話せますけれども、スペイン語に親しんでいない、そういうこと、文化の違いもあります。だから、受け入れはいいんだけど、なかなかそこには、今すぐには困難なところもある、そういう面もございます。そういうことで、いろいろなことがございます。

また、もう一点は、個人的に、海外に留学とか、海外にホームステイしたいと、勉強したいという方が出てくる可能性もありますけれども、これについては、県の助成制度もございますが、町としても、可能な範囲で検討を、もしそういう方がいらっしゃれば、していきたいと思っています。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

そうですね。これから、多分そういう移住者も含め、海外に目を向けている家庭というのも一時期より多分多くなっていると思います。その辺、できる範囲で結構ですので、いい方向に進めていただけたらと思います。

関連なんですけれども、今度は、役場職員というか、町なかの青年たちにも言えることなんですけれども、特に、若手職員の海外研修、視察の推進についてということを質問させていただきます。

これは、今までの子供たちと違って、もう立派な大人ですので、補助金とか、そういうことじゃなくて、海外に目を向けるという意味で、国のほうでも、世界相手に通用する若手の人材育成として、積極的に海外へ出す記事がありました。町としても、次の時代を担う人材は育てなければいけないと思っています。

そして、もう一点、地域の価値は、余りにも地域にどっぷりつきり過ぎていると、かえって見えないこともあります。よい点も悪い点も、全てが当たり前になっているからです。だから、時には、外の世界を旅して、刺激を受けてくることも必要だと考えます。そういう意味で、特に観光で言うならリゾート地、ほかの部署で言うなら介護の先進地だとか、そういう意味で、どんどん時間さえあれば、若いうちに外の世界は見てきたほうがいいと思いますので、これは、実費で、どんどん積極的に、特に若手の職員を出していただく、そういう意味でどうでしょう

か。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員の若手で、グループで、毎年、海外旅行、これは、休暇を使って行っている実例があります。年に1回程度、グループで行っていると思います。これは、プライベートで行っておりますので、町のやっていることについて若干ご説明したいと思います。

町では、直近で、ライフセービング世界大会やメキシコ国のテカマチャルコ市との姉妹提携など、国際的な行事が進められているという状況もございまして、先ほど貝塚議員もおっしゃっていましたが、2020年東京オリンピックが決定して、国も地方も、国際化が進んでいるという中で、自治体自体も国際化に対応しなければならないということですが、例えば英会話等、一朝一夕にはできず、今後の職員の採用においても、外国語能力を重視したり、また例えばスペイン語ができるとか、そういったことで、長期的な研修についても、検討しなければいけないというふうには認識しております。

役場職員の海外研修について、非常に有意義であるというように、過去のデータにすると町が単独で実施する場合には、かなり費用もかかるので、また目的を持って実施しないと難しいという部分があります。例として、以前には、メキシコの文化や友好を図るため、職員2名を3週間、メキシコに派遣したという事例、経過がございます。

現在、実施しているものは、公益財団法人千葉県市町村振興協会が主催いたします市町村職員海外派遣研修事業、これに、毎年、当町では30から45歳未満の職員を原則1名派遣しております。今年度も、企画財政課の課長補佐が、6月26日から7月5日までの10日間、これについては、ドイツ、フランスを視察しまして、視察内容は、地域振興、農業振興、福祉、環境をテーマに、研修を行ってまいりました。これには、県内から26名の自治体職員が同時に参加しております。このような事業を活用して、今後も人材育成を図っていきたいというふうに考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

もう一点、これも、若手職員、ベテランの職員の方でもいいんですけども、特に住民の方からしてみると、世代の違いがあって、若手職員、おとなしいようなイメージがあるみたいで、そういう教育という面で、海外じゃなくて、何年か前に、民間企業に何カ月か派遣した例もあると思うんですけども、そういう意味で、言い方は笑ってしまうかもしれない、体育会系の乗りで、自衛隊なり民間企業に入れて、研修とか、そういう教育の面ではどういうことを思っ

ているか、それは1点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今、今年から始まった総合計画における施策を着実に実行するためには、円滑な業務ができる主体性を構築していく必要があります。それには、やはり職員の資質向上を図るとというのが前提だと思います。

町では、従来から、職員の研修については、入って3年目ぐらいまでの職員、職級で言うと係長から課長補佐が、それぞれ講師になって、その課の抱える課題、進め方について、若手の職員を自分が講師になって、研修させるということを実施しております。

あと、そのほかに、入って2年目の職員については、ごみの収集、リサイクルについて、3日間、清掃センターに派遣して、実務を行わせております。また、そのほかには、自衛隊研修、体験研修ということで、これは、男子職員、女子職員ともにですが、自衛隊に派遣して、研修のほうを行っております。また、県の市町村事務を指導する部署がありますが、市町村課に1年間の派遣、それは、昨年、行っております。

かつて民間研修も行いましたが、職員数が、定数が、今、減ってしまっていて、従来であればそういう機会を設けたいというのはやまやまでございますが、なかなか民間については、実現していないというのが状況でございます。

そのほか、定期の例えば新任研修、初任者研修、それから最後の課長補佐、課長研修まで、県また広域等を通じて行っている状況でございます。あわせて、管理職につきましては、勤務評定を当然していきますので、講師を招いて、その人事管理の研修を町に招いて行ったり、あとは、今、職員のメンタルヘルスの問題がございますので、例えば専門医を招いて、鬱病とか、そういった対処の仕方、それについて研修を行っているという実情がございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

僕らも、民間の人間として、日々、元気で、笑顔でいられれば一番いいと思っております。役所に行きますと、役所のほうの雰囲気はそう見えるのかもしれないですけども、やはりよく住民の方が言われるのは、元気がない、覇気がないというようなことは、よく言われて耳にするので、そんなことはないと思うんですけども、元気に笑顔でというような人材づくりをお願いします。

次に移りますけれども、シルバーバンクとシルバー人材センターの違いについて質問をさせていただきます。

まず、社協にシルバーバンクを設置されましたが、バンクとセンターの違い、この辺をお聞

かせください。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） シルバー人材バンクと人材センターの違いというご質問でございますが、大別して3点ございます。

1点目は、法的な位置づけの有無ですが、人材センターが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に位置づけられております。活動が法人ということに限定されております。これに対しまして、人材バンクは任意の団体であるということであると思っております。

2点目が、法律に位置づけられた人材センターでは、国の補助金が受けられるという点でございます。ただし、これにつきましては、市町村も同額を補助するというような規定になってございます。

3点目が、組織的なつながりがあるということでございます。市町村のシルバー人材センターの上部組織といたしまして、千葉県シルバー人材センター連合会、さらに全国的には、全国シルバー人材センター事業協会というようにつながりがございます。法的な位置づけがあるセンターと、任意の団体であるバンクという違いがございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

わかったというか、ちょっとわからないというか、微妙なところなんですけれども、大体の大ざっぱなあれはわかったんですけれども、じゃ我が町ではそのバンクをとりあえず選択しました。その辺に関してはどうなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 町が人材バンクとなぜしたかというご質問でございますが、シルバー人材の需要と供給や運営の具体的な取り組みが、施行してからというふう考えたところございまして、その場に応じて、人材バンクからシルバー人材センターへ格上げをするということもできますので、状況に応じた選択をするということで、バンクから始めたわけでございます。

シルバー人材センターにつきましては、議会でも設置要望がございましたけれども、実際に、統計的に見ますと、町の社協に問い合わせがある件数というのが、年間、二、三件程度ございました。こういった意味から、実際の国のシルバー人材センターというような形で運営をしますと、国の補助制度の枠という中では、会員数が100人以上、そして年間就業延べ人数が、5,000人以上が見込まれるというような非常に大きな団体が、センターと位置づけられておるわけでございますので、その点、私どもの実績を振り返りますと、なかなかそこまでは厳しい

のかなということで、試行的にまず始めてみて、需要と供給のバランスを確認するという
こと
でございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

なかなか厳しいような状況もあると思うんですが、そこでバンクを社会福祉協議会に設置
しました。今の状況をお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、経過につきまして、時系列に申し上げますけれど
も、シルバー人材バンクの設置計画につきましては、本年の5月に、シルバー人材バンク設置
要綱を施行いたしまして、同月に社会福祉協議会のほうへ業務委託をしたわけでございます。
6月の町のお知らせ版に、作業登録者の募集の掲載を行い、7月には登録者への説明会を実施
いたしました。

ただ、初期登録が、最初の登録が2名ということで、非常に少ない状態から始めましたので、
さらなる啓発活動といたしまして、登録の募集のポスターを町内の各所に掲示いたしまして、
さらに8月のお知らせ版に再募集を掲載いたしました。その後、少しずつですが、会員が登録
されまして、今現在、10名となっております。

今月の町広報紙やお知らせ版に、今度は作業の依頼のほうの募集を掲載する予定ございま
す。実質的に、作業といたしましては、10月からといった体制ができるように、保険等の準備、
それからまた連絡関係、こういったものを今、整備しております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

最初の2名とか3名という数字から見ると、すごく上がったと申し上げていいのか、10名が
微妙なところなんですけれども、この辺に関しては、絶対人口がいる中で、近隣市町村とは、
同じようにはいかないと僕は思っていましたけれども、これは町長の公約でもあります。この
状況を町長はどう思っているのか、バンクからセンターに、個人から法人化、格上げという表
現が正しいのかわかりませんが、ちょっとハードルは高いと思うんですけれども、町長のご意
見をお聞かせください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町は、人口はおよそ8,000人弱でございますが、非常に高齢化率
が高いんですね。そういう意味では、私は、今これはスタートしたばかりでございますが、だ
んだん周知が行われてくれば、非常に会員数も伸びてくれるのかなと考えております。そう
いうことで、事務局サイドとしましても、周知徹底いたしまして、広めていきたいと考えており

ます。

かなり伸びはあるのかなと、とりあえず、ある期間、任意団体としてのシルバーバンクを設置していきますので、余り悲観はしておりませんが、かなり内容等、町民の皆さんにもご周知しつつやっていきたいなと思います。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

僕的には、個人的な見解ですけれども、そんなに無理してセンターにこだわることはないと思います。中身が大事なんで、その辺、引き続きよろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。全町公園化計画について。これは、前にも町長に質問したことがあるんですけども、この数年で、町なかは、どこが変わったのかという質問を最初にさせていただくんですけども、ちょっと抽象的で、いまだによくわからないところがあるので、その辺、課長のほうからお答え願えますか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 全町公園化についてということでございますが、町なかや海岸における清掃活動の徹底や街路整備、緑豊かな里山環境の保全、花の植栽管理など、町全体が公園のようであるという認識に立ち、まちづくりを行っているところでございます。

ここ数年で、町なかでどこが変わったのかということでございますけれども、全町公園化に係る取り組みの一つといたしまして、桜の植樹活動を行っております。これは、ボランティアの方々の協力をいただきまして、町内各所に桜を植える取り組みとして、平成22年度から始めたものでございます。当町における桜の植樹状況につきましては、全町公園化としての取り組み以前から植えられているものも多く、役場周辺を初め、旧御宿高校グラウンドやメキシコ記念塔といった公共施設内のほか、浅間神社や最明寺、御宿駅など、町内各所に点在をしております。

これらに加えまして、新たに植樹をした場所は、公民前清水川沿いや須賀多目的広場、御宿台岩瀧の池周辺、御宿テニスコート周辺などが挙げられます。

また、ミヤコタナゴ保存会や高山田保存会といった団体にもご協力いただき、桜の植樹活動及び管理を継続的に行っているところでございます。

植樹、管理以外の活動といたしましては、さくらボランティアグループが、さくらマップを企画、作成し、町内に点在する桜をめぐる取り組みも行っております。

苗木の桜を植樹し、育てていることから、すぐに大きく環境が変化するものではないと思いますが、長期的な視点で、住民の皆さんのご協力をいただきながら、桜の植樹、管理活動

を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園化計画ということでございますが、言葉、表現は違いますが、私の意図するところはリゾートであります。

現在の社会状況では、地方状況や町の財政事情もありまして、新しい施設や箱物建設など、なかなか難しい状況にあります。そういう状況の中で、何をしたらよいかということでありますが、私は、より徹底して町なかをきれいにする、御宿には、美しい自然、海やきれいな砂浜、緑豊かな里山の環境、そのようなふるさと御宿を今、住まわれている人々が、住んでいて、心強い、心地よい、快適な御宿、外から来る観光客の皆さんも、御宿に来たら安らぎと清涼感の味わえる御宿、住んでいてよかった、住みたい町御宿を目指して、努力をさせていただいておりますが、ご指摘の何が変わったのかというご質問につきましては、真摯に受けとめさせていただきます。

私自身も、まちづくりというのは、なかなか頭の中で描くようには進まない面があつて、難しいなどは思っておりますが、職員にも一生懸命仕事をしていただいております。当たり前のことでございますが、職員にも、常にここが悪い、あそこが悪い、あそこを改善しなさいと指示する毎日でございます。自分自身にも、職員にも、日々、叱咤激励していきたいと思っております。なかなか徹底するに至っておりませんが、今後とも、まちづくり像を目指して、努力していきたいと考えております。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

町長に、先に答えていただいてしまったんですけれども、課長の言われた桜は、ボランティア活動の方々もよく存知上げているんですけれども、当初、大変な作業の中でやってもらいました。それは、もう何年も聞いている話で、あとドングリも、何年も聞いている話です。

この5年の間に、僕が言うその抽象的だということは、自然を大事に、きれいにするというのは、どこの自治体もみんなそうだと思います。例えば、具体的にどこをどういうふうにするのかということが、僕的にも、住民の方々もよく言われていることなんですけれども、自分的なことを言いますと、例えば国道128号線の景観形成、これは、大原からトンネルを抜けた瞬間に、直線道路が、坂道があるわけです。これは、後で反対側のことも言うんですけれども、トンネルからトンネルの2.5キロのコンパクトな御宿町があるわけですね。それが、抜けた瞬間に、大原から入ってきたその瞬間、この町が変わったと思わせるような、そういう景観形成、これは、いろんな大学の先生とか、いろんな方とも話すのは、やっぱりすっきりした緑豊かな

ものが、一番最初に目がつく。ということは、極端なことを言って、看板一つないような町、何なんだ、この町はというようなエリアをつくるとか、もう一つは、御宿駅前空間の再整備、これは、公民館のある、前にも申し上げましたけれども、駐車場のままでいいのか。ここは、芝でも張って、フリーマーケットのできるゾーンとか、何かイベントがやれるゾーンにしたらどうかとか、あるいは、一番、人が、今、集客できていると思います月の沙漠記念館と周辺エリアの再整備、例えばの話、記念館前の広場のタイルを芝に張りかえるとか、そういうことが、全町公園化計画という言葉を知ると、多分ほかの住民の方も、じゃベンチを幾つか据えつけるとか、ほかにも緑を植えるとか、そういうことがやはり頭の中に浮かんでしまうわけです。

そういうことで、どこがどう変わったのかと、失礼な言い方なのかもしれないけれども、具体的なもうこのゾーンはこういうふうに変えるというものを示していただかないと、いつまでたっても、桜、桜と言われても、これは、住民の方は納得しないと思います。

その辺に関して、先に町長は答えていただいたんですけども、もう一度その辺に対してはどうでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常にいろんなご指摘をいただきましたが、ご意見はまさにそのとおりであると思います。なかなか実施段階になりまして、どういう形で実施するのかということになります。私の中では、いろんなこともあるんですが、なかなかマンパワーから、いろいろ予算等、財政事情もあります。そういう中で、じくじたるものがあります。ご指摘は十分に受けとめて、今後、一つずつ検討していきたいと思います。

○10番（滝口一浩君） よろしくお願ひします。

1点、気になるところが、これはちょっとピンポイントで指摘したいと思うんですけども、浜海岸、中央から浜海岸の砂防ネットがあるんですけども、これが汚い状況になっている。先ほど言いましたインフラの環境整備が重要だということを申し上げたいんですけども、まずせっかく一流の海岸と海が、最大の資産である海岸と海があるんですけども、この砂防ネットの汚さで、一瞬にして二流の海岸になってしまう。これは、海外とかも結構見られている方は、そういうところで、今度は、砂浜だけがきれいじゃなくて、そういうところまでやはり目が行くので、こういうところも指摘されているので、実際、そのぼろぼろな状況で、汚い状況になっています。

町長のおっしゃるきれいな町にしていくとかきれいなものをつくるよりも、汚いものを排除しなければいけないので、その辺に対しては、砂防ネットはどうなっているのか、お聞きした

いと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘の浜海岸の砂防ネットでございますけれども、県において、飛砂対策のため、当初は植栽等を施したようですが、着生せず、その後、砂防ネットに切りかえたようでございます。ご意見のように、現在、一部切れかかっているような状況がございまして、付近の住民の方からもご連絡をいただいたところです。状況につきましては、夷隅土木事務所に伝え、補修を行うようになってございます。

○10番（滝口一浩君） ということは、これは、町としては、要望とか、県の夷隅土木事務所を動かすか、その辺に関しては、町は、要望とか、そういうことを例えば、砂防ネットがいいのか、それを生け垣にかえたほういいのか、その辺はわかりませんが、その辺の指導とか、かかわれる状況というのはいないのですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 現状はネットということになってございまして、過去に植栽をして定着しなかったというような状況もございまして、その辺も含めて県と協議してまいりたいと思います。

○10番（滝口一浩君） わかりました。よろしく申し上げます。

関連しまして、今度はごみ不法投棄の処理についてということを質問させていただきます。この辺に関しては、僕、町なかに住んでいるんですけども、夏になると、町内全域でこういうことが多分起こって、山の手のほうとか人がいないところも、そういう山とか不法投棄とか、増えていると思うんですけども、まず不法投棄を見つけた場合、どのような対応をとったらいいいのかということが聞きたいのと、8月、うちのほうの近所にリサイクルステーションがありますが、その脇に大量の不法投棄がありました。

僕も、どこにどういう連絡していいかあれだったので、近所の方に連絡を受けまして、まず役場に連絡しました。担当の方も、今すぐ来てくれということで来てくれましたけれども、最終的には、清掃センターが片づけました。この間、10日間というのも、役場が悪いというあれではなくて、役場から、大量の不法投棄だったので、警察が入りました。警察が、張り紙を張って、この間は動かさないでくれということだったので、これはセオリーどおりというか、でもその間の10日間に、ばんばんまた捨てられました。

それやって10日で片づけられるわけですけども、その後に、またすぐ小さな不法投棄が、すぐ起こりました。これは、警察に届けるまでもなく、小さなあれだったので、役場が不法投

棄の張り紙は一つずつしてくれました。これは片づけ終わるのに2週間かかりました。その間に案の定どんどん捨てられました。一部は、その後も同じそのままの状態が続きました。

この辺に関して、各区、僕もちょっと認識不足だったんですけども、区役所さんもいる中で、見つけた場合、まずどうしたらいいのか、この辺に関してちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず、不法投棄の一般的な取り扱いでございますけれども、不法投棄の場合は、基本的には土地の所有者において対応することになってございます。道路等につきまして不法投棄があった場合は、警告のシール等を張りまして、一定の期間、警告した後処理をしている状況でございます。

ご質問のリサイクルステーションにおける不法投棄ということでございますけれども、現状では、指定された資源ごみ以外のごみが放置されるなど、リサイクルステーションによっては、設置場所や地理的な要因もありまして、区衛生委員さん、区役員さんと相談の上、位置の変更や撤去といった対応をとっている地区もございます。

しかしながら、ご質問のように、まとまった一定量の放置ごみにおきましては、排出者の特定に時間を要すると、違反の警告を施しましても、ごみのごみを生むような状況ともなり得ることから、警察や県地域振興事務所等に通報した上、量及び散乱状況から見ても、周辺の方たちで対応範囲を超えていたため、今回は町で収集したような状況でございます。

リサイクルステーションは、ごみを出す場所として、周辺の住民の方には、ご理解をいただき、管理を含めご利用いただいているところですが、外部の方には、資源ごみ専用の集積場所としての認識が得にくいことから、このような状況が生じたものと思われまます。今後、取り扱いの啓発表示をするなど、対策を講じてまいりたいと考えます。

指定の収集場所、いわゆる美化ステーションに指定ごみ袋以外で排出されたものは、基本的には収集せず、警告シール等を貼付した上で、衛生委員さん等と相談をしながら、個別に対応しているところですが、傾向といたしましては、指定ごみ袋移行直後より、町民の皆様のご協力のおかげをもちまして、指定ごみ袋以外による排出については減少の傾向にございます。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

夏ということで、いろんな人が入り込んでくるわけで、なかなかこれはイタチごっこになりますよね。なかなか警察が入ったとしても、最終的に町が片づけるような状況になってしまうと思います。

山の中はそのままのような状況もあるみたいですが、その辺、リサイクルステーションも含めて、リサイクルステーション、汚くなってくると、やはりごみを捨ててしまおうという感覚が生まれるのかしれませんが、うちのほうも、こんなことは町なかでなかったんですけども、どういうわけだか、今年、こういうことが起きました。

その辺も含めて、全町にも言えることなので、リサイクルステーションの老朽化も含めて、どういう対応なのか、何かあればお答え願います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご指摘のとおり、昨年の指定ごみ袋の導入以来、リサイクルステーションのほうに放置ごみというのがやはり発生してございまして、これまでに4件ほど撤去させていただいた経緯がございます。今後もこういった傾向が続くようであれば、衛生委員さんや区の役員さんと相談した上で、移設もしくは撤去等の対応をとってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

関連で、夏ということで、僕も、朝の5時から起きて、たまたま目にした光景がごみに関することなんですけれども、花火大会のとき以外、特に日曜日の終わった月曜日の朝、これは、中央駐車場、完璧に見られない状況です。駐車管理の方とか清掃員の方が、朝、片づけるんでしょけれども、それはもう7時になってからの話ですよ。大量のごみが勝手に捨てられているあれは本当にびっくりしたんですけれども、このときに、夏のこのポイ捨てごみに対する対応はどうだったのか。建設課は大変だったと思うんですけれども、どうなんでしょう、その辺は。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 基本的には、夏季の海岸付近におけるごみの収集につきましては、夏季専用の海岸ごみ等の集積場所について、定時による収集により回収を行っております。

また、海岸付近の美化ステーションにつきましては、基本的には指定ごみ袋による回収となりますが、ポイ捨てごみ等につきましては、美化ステーションを管理する方々にご協力いただきまして、青い袋にまとめていただき回収させていただくような体制をとらせていただきました。先ほど説明いたしましたように、海岸につきましては、早朝からのビーチクリーナーによる清掃を行っております。また、海岸の砂浜のごみにつきましては、売店組合のご協力による回収と専用のごみ箱に集積したごみの回収を行っております。

その周辺施設についてなんですけれども、基本的には施設を管理する側のところで、一旦ごみを集めていただきまして、そのごみを回収させていただいていますが、それ以外の散乱ごみ等につきましては、トイレを清掃している臨時職員がおりまして、気のついたところで回収をしていただいたり、状況によっては、環境整備員の方に連絡をして、集中的に周辺のごみを片づけていただくような状況がございました。

○10番（滝口一浩君） わかりました。この辺、ちょっと後でも触れさせていただきます。

先にいきます。今度は御宿高校跡地グラウンド利用についてということで質問するんですけども、御宿高校を購入にあたり、宿泊業者等にグラウンドも自由に使えるということを町長みずから言っていたと聞いています。その辺、今度、賃貸借契約が結ばれましたが、宿泊者、学生を特にとる民宿さんあたりは、やはりグラウンドと体育館、郡内初め、郡を出て、外まで躍起になって施設を確保したお客さんの確保に努めていると思います。その辺に関して、グラウンドはどういう状況になるのか、この辺、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 旧御宿高校の跡地施設につきましては、ご案内のとおり、防災教育機能と地域活性化に資する施設として県から購入いたしまして、また皆様方のご理解をいただきまして、中央国際学園に一部貸し付けをいたしたわけでございます。これから利用内容につきましては、詳細な協議に入るところでございますが、一般的に言えますことは、まず第一は、学校に貸し付けして学校側で管理していただく関係上もございまして、第一に学校側の使用が優先すると考えます。その後に、一般の町民の皆様のご利用と、その次に宿泊業などを営んでいる皆様のご利用ということになるのかなと思います。

町といたしましても、できるだけ地域の活性化につながるような施設の活用の仕方をお願いいたしますが、今、申し上げました内容でありますことから、おのずから制限は出てくると思います。これから学校が開校し、詳細について協議してまいりたいと考えています。

○10番（滝口一浩君） 一応、賃貸借契約を結んでありますので、町の自由というわけにもいかなくなっているのしょうから、その辺は理解します。

しかしながら、今、宿泊の方からしてみれば、野球場、テニスコートがあるものの、サッカー場とかソフトボール場、陸上トレーニング、そういう施設みたいなものが不足している状態なので、今後、そのプラスの意味でも、できる範囲で、中央学園、年がら年中、人がいるわけではないわけです。ある程度、町の意向を伝えて、住民並びに業者の方にも、うまいぐあいに使えるようなシステムをつくっていただければと思います。

先にいかせていただきます。次に、月の沙漠通り違法駐車防止ポールについて、これは、月の沙漠通りは、平成3年、海岸の防波堤を利用し、緑の松を背景にして、網代湾と白い砂と青い海が一望できる景観を生かし、道路ということで整備を行いました。景観デザインされた遊歩道にはメキシコ産の自然石を敷き詰め、ベンチ、ワシントンヤシ、街路灯を設置して、全長約485メートルの生活道路と観光道路と散策路であります。これは、町が設置したものです。重要な景観として、豊かな環境としての生活の場として、自然を感じ、潮騒を聞きながら、海との対話を楽しめる最高の場であると考えます。

だからこそ、この場所を常にきれいな状態にしておきたい、そして最終的には町全体がビーチタウンとして、アイデンティティーを持って、発展していくことを究極の目標として、5年前にパームツリークラブなるものを結成して、枯れたヤシの木再生プロジェクトを役所に頼らず我々がやってまいりました。

そこで、ここは、僕的にはすごい思いのある道路なので、ちょっと納得のいかないことがいつの間にか起こってしまった。というのも、その反対側で、250万円かけて固定ポールが立てられました。意味があるのかということ僕を言いたい。この道を一日、用がなくても、僕は、3回は通ります。前よりも、道幅が狭くなって、危ない状況もあります。この辺に関しては、3月議会で予算は通っているということでしたが、具体的な月の沙漠通りのポールとは全く気がつきませんでした。

今さらと言うかもしれませんが、その辺のまずは経緯を説明してください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 月の沙漠通りの違法駐車防止のポールの設置についての経緯ということでございますが、今おっしゃられたように、平成3年に、月の沙漠通りが開通と同時に、両側が一旦は駐車禁止に規制されました。半年後に、やはり駐車が多いという状況で、砂防林側、この規制を解除して、平成23年度まで右側だけが駐車禁止となっておりました。

この間、夏季の観光シーズンだけは、違法駐車が多く発生するため、また駐車場料金の収納低下防止や、開設海水浴場への利用増加化を図る対策として、いすみ警察署長の許可により、海水浴場の最盛期にあわせてカラーコーンを設置しておりました。また、役場職員による違法駐車パトロールや、土、日、祝日やお盆休みに警備員を配置するなど、違法駐車対策を実施しておりました。

夏季以外のシーズンでは、砂防林側は、駐車違反でないため、サーフィン愛好家等による駐車が日常化し、ごみの放置、排尿などによる悪環境や、サーフボードが道路にはみ出したり、

車両ドアがあいたままでの放置や、駐車車両の間から道路へ幼児が飛び出したりと、通行車両の妨げとなる行為が多く見られました。

この間、役場への改善要望が数多く寄せられまして、また中学生議会でも、たびたびこの問題が、改善を求める質問が提出されておりました。平成23年4月には、隣接する六軒町、岩和田両区長から、砂防林側の駐車防止要望書が提出されておりました。同年、平成23年5月には、町からいすみ署を經由して県公安委員会へ要望しまして、砂防林側の駐車禁止申請がされております。

平成24年から、千葉県公安委員会が駐車禁止標識を設置し、両側が駐車禁止となったところでございます。駐車禁止交通標識が設置されても、なお駐車違反が改善されないため、いすみ警察署交通課からも要望もあり、平成25年度予算に、違法駐車防止ポール設置のための予算計上をいたし、本年4月に設置したところでございます。

○10番（滝口一浩君） 大体、経緯はわかりました。駐車違反のところに駐車するほうが悪いに決まっています。これは当たり前のことなんです。今回、何を言いたいかということは、まず御宿町は観光立町です。これは、20年前の御宿の状況とは全く変わった状況があります。浦中の道が混雑するときなんて、この夏の間も一回もありませんでした。カラーポール、僕に言わせればごみです。

今までは、20年間にわたり、夏だけ、可動式のカラーポールを設置しました。それは、人力で、なかなか警察等の話し合いで、うまくいかなかったことなのでしょう、カラーポールの可動式の設置は承知していました。サーファーが悪い悪いというようなことをよく言われて、この経緯になったと思うんですけれども、確かに、大人のサーファー、ちゃんと1,000円払って駐車場に置いて、サーフィンを楽しみます。確かに、波があるときとかは、1台置くともうそれが連なって、危険な状態も、多少はあったかもしれません。

ただ、まずカラーポールを立てる前に、じゃ何で警察は駐車禁止の罰金をやらなかったのか。これは、前、人力で、とにかく駐車違反のところは悪いんだから、それは、もう警察ないし委託できるのかわかりませんが、駐禁をまず切る、これはもう当たり前のことです。先ほどのごみもありましたけれども、先進地の事例を僕は民間人の友人からも聞いていますけれども、駐車違反とごみと犬のふんは、100ドル以上の罰金は科せられます。それは、日本とアメリカでシステムが違うのでしょうけれども、写真を撮られて、必ず重い罰金を科せられます。だから、ビーチ周り、そのビーチフロント周りがきれいな状況に保たれる。

白砂青松というところに、今回は緑色のカラーポールの低いやつでしたけれども、完全にこ

これは、自然を大切にしている町とか、おもてなしの精神の町とか、逆に言えば、そういうことを観光客が、初めて来た観光客、そういうふうには思わないですね。よほどマナーの悪い連中がいっぱいいるんだろうというようなふうにも捉えられます。

10数年前にその件に関して、議員からそういうサーファー排除みたいなことの一般質問があって、当時の課長はわかりませんが、ちょっと読ませてもらうんですけども、この開設当時を通じて、全面駐車禁止したところを駐車違反で検挙される方が続出し、町のイメージダウンとなることを懸念して、現在は夏季シーズンのみ全面駐車禁止としています。また、確かに一部サーフマナーの悪さが目につきますので、地元サーファーやサーフショップにも協力を得ながら、その対応を図りたいと答えています。

確かに、このイメージダウンとなることを言っているんです。これは、逆に、こういうルール違反は思い切り取り締まっていいんですよ。そういう人たち、居心地を悪くして、いい客層を取り込むためには、こういうことが、人力で、関係者と一緒に排除すべきなんです。そういうことがあって、サーフィン関係者の方とも話したんですけども、いまだに一回もそういう話は町のほうからなかったと、これは別に責めているわけじゃないんですけども、一言そういう結構サーファーとか 周りから、このことは、ちょっと今、話題になっていまして、これはあり得ないだろう。あり得ないというのは、もう一つ、1,000円の駐車システムでいいのか。置ただけでも1,000円とられてしまうと、そんな売店とか、ちょっと食べに行っただけでも、それはとられてしまう。よそは、勝浦を含めましても、無料とは言いませんが、500円ないしシャワールーム付きのインフラ整備もある中で、駐車場整備も踏まえまして、この辺のもう少し観光客と地元住民とのそういう話し合いの場を設けていただいて、やはりお互いがハッピーになれるようなことでないと、はい、やりました、それはもう駐車禁止でなくなったから、駐車禁止、邪魔くさいと言っていた人たちにとってみれば、全然オーケーな話なのかもしれないし、反対していても、固定のカラーポールはということも、どうなのかなという人も多分いると思うんですね。できれば、そういう無駄なことはしないような町であり続けていたきたいと思うんです。

その辺に関して、課長でも、町長、ちょっとその辺に関して、全町公園化で、そういう姿勢を大切にすることですので、その辺、どういうふうに思っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この問題に関しましては、今ご指摘のとおり、二つの視点があります。

滝口議員さんがおっしゃる視点と、リゾート環境を大事にする、またあるいは交通安全、人の生命を大事にする管理者としての立場があります。

しかしながら、あそこにあれだけの構造物をつくった中で、私は、決して環境が悪くなったとは考えておりません。非常に危ないです。私も、車と車の間から幼児が飛び出してきたのを二、三回見ましたけれども、あれで事故が一度あったら、どうしますかと必ず言われます。

そういう中で、そして基本的にあの道路をつくったときの最大の目標は、岩和田方面から千葉銀の交差点に出る既設道路があそこはずっと渋滞しました。その迂回路としての道路であった、それが一つの大きなこの道路の役目です。それとプラスして、同時に海岸を通ると景観がいいです、環境がいいですけれども、ああ、いいなというあそこで、ベンチで安らいで、その点もあります。

しかしながら、決して、あそこに車がずっととまって、いろんなことが起こるということは、私は、やはりあそこは散歩の道であると、そして海を楽しむ道であると、私はそう理解しています。しかしながら、立場立場でご指摘はわかりますが、その辺は、町の今の一つの考えで、決定を下してあのようにさせていただきましたので、よろしくどうぞお願いします。

○10番（滝口一浩君） いや、よろしくと言われても、僕は、納得はできません。

これは、町長はそういうふう言うかもしれないけれども、僕は、だからずっと20年あそこは通り続けています。クレームのあることも承知しています。そういう要望のあることも知っている。だから、人力で、なぜ最初にできなかったのか。サーフィン関係者と何で話し合いできなかったのか。逆に、あのポールが立ったおかげで、一時停止、ど真ん中に、駐車する方も出ました。自転車の子供たちは、その中通ればいいけれども、やはり車道をはみ出て通ることになっています。

観光立町である中で、お互いがある程度我慢するというのも大切だと思うんです。危ないから、カラーポールは立てるといふのだったら、先ほど申しましたけれども、それは、浦中の道は混雑していません。だから、海岸道路を通ることもないんですよ、危ないと思う人は。駐車禁止は、別にこれは進めているわけではないんです。それは、だから完全に駐禁をとって、取り締まるということを言いたい。そういう先進地でも、そういう排除というか、危ないからカラーポールを立てるようなシステムはとられていないわけですよ。

あとは、だからいろいろな関係者と一緒に進むべきだったんじゃないか。これはやった後で、危ないから、じゃその後に、まだ僕は諦めません。今後の維持管理費用とか、あれは、半年、1年もすれば汚くなります。もう景観は完全にだめです。映像関係者が行っても、この道はも

う撮影に使えませんと言われました。そういう余分なものをつけちゃうと使えません。

そういうのを含めまして、それから安全も、それは、町長の言うことは確かにわかります。それならば、その人たちとサーフ関係者、僕らみたいに、どうにか違法駐車は違法駐車で排除するような、そういう会議をぜひ開いて、討論会をやらせていただいて、これは、もう設置しちゃったのでしようがないので、老朽化に対して、だからこれは、半年後にまたリニューアルするののかという話を前提として、そういうことを申し上げていますので、その辺に対して、維持管理費用については、課長のほうからどういうふうになっているか。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほど経過で説明しましたけれども、さまざまな経過の中で、行政区の要望もあって、平成24年に県公安委員会が駐車禁止指定したわけです。その状況で、1年間経過して、やはり駐車が続いているという中で、いすみ署交通課のほうから、それを立てるといことが、町の道路管理者に要請があったわけです。そういう経過の中でやっていますので、平成24年の段階で、法的にはあそこはもう駐車禁止ということでございます。

○10番（滝口一浩君） 駐車禁止ならば、駐禁をだからとっていたのかという話、警察が、それは、そこまで手が回らないのかしれないけれども、駐禁をとった形跡が全然ない。駐禁を切れればなくなる。そこはどうなっているのかということを知りたい。

○議長（中村俊六郎君） 木原課長。

○総務課長（木原政吉君） これについては、最終的に、仮に、住民、町が要望したとしても、要は、駐車禁止を取り締まるのは警察でございます。かつて両側が駐車禁止になったときには、やはり取り締まっていました。その後、平成24年になってどの程度取り締まったかというのは、ちょっと実績については承知しておりませんが、今までの経過の中で見ますと、かなり月の沙漠の道路だけで、いすみ署、かつては大原署でしたけれども、かなりの業務が、日常的にもう駐車しますので、手が回らないという状況にあるという話は、当時は聞いておりました。

○10番（滝口一浩君） 大体これは、今ここで時間も迫っていて、とやかく言ってもしようがありません。僕は、だから駐車禁止するほうが悪いんですよ。それは当たり前のことで、その連中というかサーファーに、おまえのほうが悪い、とめるほうが悪い、それは言っています。

それをだから、人力で何とか駐禁を切る中でうまくやれたらう。だって、20年間、可動式のカラーポール、あれも、風でぶっ倒れて、道のど真ん中にそのまま放置状態なんですよ。こういう光景見れば、この町は二流だなと思われるから、声を大にして言うんですけれども、はっきり言って、もうそこまで人は来ていませんから。ガードマンを立たせれば、夏の間は、全

然そこは駐車しませんから、可動式のポールも、もう一切取り払ってしまう、もうそれは人力でできます。もしあれだったら、連日、夏の土日以外は、アルバイトの方をそのシルバー人材バンクで頼んでもいいじゃないですか。

ここにいきなり250万円はみんな納得していませんよ。サーファーいじめ、何でそういう無駄なことをするんだ。それだったら、月の沙漠記念館の前の音響設備をして、ライブでもやってもらったほうが全然いいじゃないかと、それはまた別の話なのかもしれないですけども、いいものはいい、悪いものは悪いで、僕も、はっきりさせていただいて、その状況は、確かに、子供が出てきて、危ないということもあるかもしれませんが、その人たちの生き方が、話し合いの場をぜひつくっていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので先にいきます。御宿漁港の有効利用についてなんですけれども、指定管理制度を目標にと総合計画案の中にも書かれています。登録漁船数の減少した御宿漁港の活用や運用について、指定管理制度の導入も含め検討し、有効な利用の増進に努めますと書かれています。

建物も老朽化しています。ここは、先ほども申し上げた128号線、勝浦から来れば、トンネルを抜けて、この小さな漁港、マリーナとしては物足りないかもしれませんが、雰囲気としては、立地的に、マリーナ初め漁業の関係者、釣り人から、インフラを整備して、植栽して、カフェとか、そういう遊歩道も整備してということも考えられます。

その辺、10年なんて、あっという間に来ています。漁協とぼちぼち今年度から始められないのかという質問なんですけれども、この辺、観光課長、お願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 御宿漁港の有効利用についてというご質問でございますが、平成24年度の御宿漁港の登録漁船数は35隻で、10年前と比べまして、14隻、率にいたしまして約29%減少しております。

漁港における漁船以外の船舶の利用については、漁船の利用に特に支障がない場合に限り認められておりますが、現在、港を利用されている漁業従事者もおいででございますので、それらの方々への漁業への影響あるいは港周辺の磯根資源の適正管理の観点からも、慎重に検討すべき事項であると認識しております。

しかしながら、申し上げましたとおり、漁船の利用は、減少傾向にあることは事実でございますので、その有効について、プレジャーボートの受け入れについて、南房総市千倉漁港に先進事例がございますので、今月6日に、御宿岩和田漁協とともに、現地調査に伺いました。

また、陸の施設でございますが、漁協が所有する市場施設と、その上屋がございますが、耐震性に問題があるとのことでございますので、そのまま何かに活用することは困難なのかなと認識しております。

いずれにいたしましても、今後、漁業者及び漁協を中心に、関係者間で検討協議を行い、活用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（滝口一浩君） これも、今すぐどうのこうのという話じゃないんですけれども、ある程度道筋を立てて、港は、マリーナの要素、イベントが行えるようなインフラ整備を漁協とともに、それも、町も、そんなにお金がないんだから、ディベロッパーも含め、ある程度の道筋を立てて、指定管理導入でいい方向へ進んでいただけたらと思います。

もう最後、時間がなくなっちゃって、一番肝心なところだったんですけれども、2分なんで、最後、温泉事業の6月に僕もちょっと指摘させてもらいましたので、今の経過というか状況、観光協会が事業主体といえども、これは、町長の公約でありますので、もう町の責任だと思っています。今の状況を説明願います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊課長。

（「あと1分です」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（田邊義博君） 温泉事業の経過ということでございますが、以前お答えいたしましたとおり、事業主体でございます一般財団法人御宿町観光協会が、実施に向け温泉源と契約内容の協議中ということで、今まだ現在、稼働に至っていないという状況でございます。

○10番（滝口一浩君） 聞いている話ですけれども、事業手詰まり感がちょっとということを知っています。しっかりやっていただきたいと思います。

それと、最後に誰のためのまちづくりなのか、次の世代の人たちへの贈り物だと僕は思っています。そのことを念頭に置いて、物語性を持って進んでいただきたいと思います。終わります。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、10番、滝口一浩君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時12分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時23分）

◇ 小 川 征 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、8番、小川 征君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 小川 征君 登壇）

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

議長のお許しを得ましたので、通告書により一般質問させていただきます。

質問させていただく前に、今年、残暑の続いた今年の夏も、大きな災害や事故がなく、つつがなく乗り越えられたことに対しまして、石田町長を初め、町執行部の関係各課のご尽力のほうに、改めて敬意を表するとともに、お礼を申し上げる次第です。

夏の期間の産業観光事業の経過においては、詳細な説明があると思いますが、従来とは違った異状な状況がこれからも予想されます。また、秋風が吹いてまいりますと、休む間もなく災害の多い9月を迎えるわけです。一層の努力を町民の生活安全のためにお願いいたしまして、前置きが長くなりますが、一般質問に入らせていただきます。

1番目は、町イベント事業における就労の場の確保でございますが、平成25年度予算において町から観光協会等に委託してあるイベントはどのくらいありますか、その際、イベントの運営はどのようにされていますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光協会などに委託しているイベントの数でございますが、委託事業といたしましては、花火大会、ビーチバレー大会、伊勢えび祭り、イルミネーション、海の花祭り、駅からハイキングの6事業と観光キャンペーンをお願いしており、また商工会にはつるし雛めぐりを委託しております。

委託事業のうち、花火大会とビーチバレー大会は実行委員会を組織し運営しておりますが、そのほかの事業は、観光協会、商工会が主体となって運営しております。担当課以外の役場職員の動員をかけておりますのは、担当課以外の動員は、イルミネーションと商工会のつるし雛めぐりのほかは、全て協力させていただいております。

○8番（小川 征君） これからも、今、花火大会、伊勢えび祭りと海の花祭りなどのイベントが、実施状況を見ると、どのイベントについても、役場職員が中心になって、イベント準備から運営に至るまで行っているのが現状と認識しています。

まず、観光協会が一般財団法人化されて5年を迎え、年間で500万円ぐらいの委託事業を観光協会に出資しているのに、いつまでも役場の職員を投入しているのか。町内に雇用の少なくなっている中で、役場職員が時間外や代休により使われるのではなく、少しでも町内で雇用の

確保をしたらどうでしょうか、ちょっとそれをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 町内での雇用というご指摘でございますが、事業の委託者といたしまして、町のほうでも担当者の一定の関与は必要と考えておりますが、観光協会で一定の収益が見込まれます事業、現在では伊勢えび祭りが該当するものと思われませんが、このような事業に関しての所管外職員の協力については、観光協会と協議の上、極力、縮小させたいと考えております。

また、イベントの実施には、多くのスタッフが必要となります。人員確保の観点から、かねてより役場の職員に協力をお願いしておりますが、町内の雇用ということで、ご指摘のとおりでございますので、観光イベントのボランティアの募集、育成なども含めまして、町内の雇用について、今後、観光協会と検討してまいりたいと考えております。

○8番（小川 征君） この町のイベント、こうやってここで今ちょっと見ましたが、10項目ぐらいイベントがあるんですね。それで、一番利益になるのは伊勢えび祭りでございますよね。あとは、大体はもうけになる事業じゃないんですけれども、役場の職員もそこに人件費が使われているわけですね。

それで、ちょっと私が調べたところでは、伊勢えび祭りで、役場職員の方に休日の出勤手当を調べたところでは、平成23年度の開催日、9月11日の日曜日、17名で時間外手当が27万4,565円です。10月2日に、12名、時間外が出ております。それが18万1,061円になっています。小計になると45万5,626円になります。それで、単純にこれは、割ってみると、階級がありますけれども、延べ1人当たり1万6,150円になりますよね。これは大変な金額なんですよ。

それで、平成24年度は、9月9日、15名で19万855円です。10月7日、16名で22万3,145円です。それと、あと平成24年の9月は15名で1万2,723円、10月7日16名で1万3,946円の時間外手当払ってあります。

観光協会も、独自企業になりまして、これは、いつまでもこのままやっていると、これからやはり改革していかないと、町の町民は、このお金が出ているのは、知っている人は少ないんですよ。そうでしょう。これは、やはりこれから課長及び補佐、管理職手当も出ているんですよ。これは1.5倍増しになっているんですよ。それで、この2年間でそれを合わせると96万5,626円出ているんですよ。

それで、そのほかにも、イベントに町の職員は、この後に10ありますけれども、あとのイベントに町の職員が出ているわけでしょう。それもお金が払われているわけですね。

確かに、伊勢えび祭りの収益で、この分をやりくりやっているのかわかりませんが、職員にしても、やはり上からの命令で出ると言われれば、出なければいけないわけですね。やはり職員でも、若い人は、遊びに行きたいときもあるし、またお約束するときもあるでしょう。この辺をもう少し配慮してやらないと、いつまでたってもこのままですよ。

やはりこれからも、先ほど言いましたけれども、これだけのお金を出すんだったら、第三者の雇用をして、頼めばいいじゃないですか。

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

○8番(小川 征君) それで、これを毎度毎度、これはやっていたら、確かに観光協会は、町の職員を使えば使いやすいですよ。勝手も知っています、使えるんです。だけど、それでは、やはりここは失礼でしょう。

ちなみに、5日は何人出たのでしょうか、役場の職員は。

この前のイベント。7日だったっけ。

(「8日」と呼ぶ者あり)

○8番(小川 征君) 8日ですか。失礼しました。

○議長(中村俊六郎君) 田邊課長。

○産業観光課長(田邊義博君) 担当課以外で8名程度お願いしております。

○8番(小川 征君) それは、各課から一人ずつなんですか、それとも観光課が一番多いんですけれども、ちょっとその辺。

○議長(中村俊六郎君) 田邊課長。

○産業観光課長(田邊義博君) 基本的に、各課1名程度でお願いしております。

○8番(小川 征君) これは始まってしまっていますが、これは、小さなことかもしれませんが、日ごろから雇用に関する配慮をみんなで協力し合う体制が重要だと思いますので、これからどしどしイベントが出てきます。その辺、今年からというわけにはいきませんが、少しでも削減できるように、ほかの雇用を使って、これからの事業をしていただきたいと思います、とりあえず。

○議長(中村俊六郎君) 田邊課長。

○産業観光課長(田邊義博君) 観光イベントにつきましては、今までの経緯の中で、ずっと役場の職員が協力してきたというところで進めてまいりましたが、ご指摘は踏まえまして、今後、町内での雇用を含めまして、観光協会と検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○8番（小川 征君） 役場の職員も、家庭もあることだし、子供もいれば、やはりその時間も、欲しい人がたくさんいるわけですよ。それは、お金を欲しい人は、それは特別ですよ。そういう人がいたら、出て行って協力してもらえばいいのですけれども、やはり町も、そういう職員の配慮も、私は、これからは必要だと思います。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○8番（小川 征君） 汚い言葉では、土方じゃないんだよ。すぐ言葉をかければ、すぐ役場の職員は自由になると、そういうふうに思わせないように、やはり執行部のほうできちんとやっていかないと、これは改革できませんから、ぜひお願いします。

次に、二つ目でございますけれども、緊急時の避難誘導と危険箇所の周知について伺います。今年の夏は、猛暑が記録的に続いて、異常気象と呼ばれております。皆さん、ご存知のとおり、秋田、岩手両県での豪雨、山口県の豪雨、北海道の豪雨、東京でもゲリラ的な豪雨が発生しております。さらに、台風や大雨の季節を迎え、災害の発生する心配がこれから大いにあります。山口市では、市から住民に発する避難勧告が、3時間も超えておくれたという事態が起きました。

そこで、町内の土砂災害危険区域の件数と指定状況について説明をお願いします。また、土砂災害危険区域、過去の洪水区域などの危険箇所における安全対策や、危険区域に住んでいる住民に対する周知方法について、あわせて説明をお願いしたいと思う。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 最近、各所で記録的な豪雨が頻発しまして、短時間に住宅浸水や土砂災害が起こり、深刻な被害をもらたしております。小川議員のご質問は、このような災害から、住民の生命、財産を守るという質問だと思いますが、まず土砂災害危険区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が平成13年4月に施行されて、これに伴い、土砂災害から住民の生命を守るため、災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト面対策を推進しようとするもので、これについては、県知事が指定するものでございます。

土砂災害警戒区域の指定は、初めに県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査いたします。その後、区域に指定するかどうかの地権者説明会を行い、特に異議がなければ、町長が知事に同意書を回答し、指定となります。

現在、県が基礎調査いたしました土砂災害のおそれのある区域は、御宿町内に84カ所あります。このうち38カ所は土砂災害警戒区域として指定されており、今年度も、1カ所指定するた

め、9月に県と説明会を実施する予定となっております。

ちなみに、管外の指定状況でございますが、勝浦市が38%、大多喜町が19%、いすみ市が60%、御宿町が46%となっております。残りの46カ所の指定についても、今後、県と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、土砂災害区域、その安全対策、住んでいる人に対する住民への周知の方法というあわせてのご質問でございますが、土砂災害は、一瞬にして、とうとい命や家屋など、貴重な財産を奪う甚大な被害をもたらします。土砂災害の被害を防ぐためには、自分の命は自分で守るという自助の考えのもと、まず一人一人が身を守れるよう、備えておくことが重要でございますが、大雨警報が発令されるような状況で、土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が、災害対策基本法第6条に定められている避難勧告等の指示を適時適切に行えるよう、気象庁と千葉県が土砂災害警報を発表いたしますので、これを受けて、防災無線や広報車、エリアメール等で危険箇所の住民へ情報を提供し、早目の避難の呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

現在、実施している安全対策としましては、ホームページに、土砂災害情報の掲載や、土砂災害を想定した防災訓練、これは、昨年度、高山田地区で実施しております。今後においても、住民への再周知として、土砂危険箇所マップを交付したり、より高度な防災訓練の実施、あわせて区長会からも要望がございましたが、各自主防災会の役員を対象とした防災勉強会は開催してまいりたい、それらを含めて防災能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○8番（小川 征君） これから台風、大雨、洪水のときには、これからがシーズンでございます。町民の身体、生命、財産を守るためには、町防災対策本部が設置されております。その中に、消防団、広域消防、基幹関係との連携が重要となります。そのために、また緊急避難時勧告が出たときに、老人要援護者は、どのような関係機関が行うか、連絡体制や連携強化に向けた取り組みについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 要援護者関係ということになりますと私どもの中でございますが、3年かけまして、今、台帳の整備をさせていただいております。その段階で、今現在276名の要援護者という位置づけをしておりますので、これは、今後、防災対策本部等と連携をしまして、今後の災害時の対策については検討させていただきたい。

まずは、台帳はつくりましたので、今後、防災対策について詳細を検討してまいりたいという段階でございます。

○8番（小川 征君） これは、今、課長からの対策本部で協議するという中において、やは

りそういった要援護者や消防団が一番身近な分野だと思うわけでございますけれども、その辺の連携をしっかりとふだんから行っていただきたいと、こう思っております。

また、昨日ですか、私の知っている人が、この次に行われるライフセービングに1,000人くらい来るという話をちょっと私のところに電話がありまして、それで、もし地震が来て、津波のときには、どのようなところに避難をしたらいいか、一次避難をしたらいいかということで、連絡がありました。

そこで、一応、マンションのほうには、契約をしているマンションには一時避難と、あとそれ以外には、B&Gとか中学校の体育館等を利用できるようなシステムになっているからということでございますけれども、一回に1,000人ぐらいと、一日に1,000人ぐらいというお話を聞きまして、私もびっくりしたんですけれども、やはりそのときの対応でございまして、もしそれが長引いたときには、皆、着のみ着のまま避難をするわけでございますよね。そのときにおいて、体育館や公民館、皆、こっちに逃げたときに、やはり下が板の間でございまして、そのために、町の防災のほうは、ござとか毛布等ほどのくらい用意してあるのか、食品、食べ物にしては、350食と私は聞いておりますけれども、その辺はどのような対処してありますかね、ちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今ご質問の避難所の体育館等の畳、マット等の今、持っている、保存している枚数ということでございますが、まず旧岩和田小学校、これは、上の校舎と下の体育館、あわせて、畳が78枚、それと下敷き、下にひくボード、これが20枚、計で98枚保存しております、避難用に。

旧御宿高校でございまして、これについては、アルミマット、これは、1人が1メートルと2メートルということで下に敷くやつなんです、これが200枚、それとやはり同じく下敷きとなるお風呂のマットみたいな感じのやつ、これが一人寝られるやつですが、これが50枚、あとマットレス72枚、計で322枚を保管しております。

○8番（小川 征君） でも、災害時には、最悪の場合は、お互いに詰め合って寝てもらおうとか、いろいろなことを工夫してもらわなければ、一時避難ということはできませんけれども、その辺をしっかりと対応していただきたいと思います。

それで、次に本年度予算で、老朽化した橋、道路、トンネルなどの調査を実施するようなことも聞いておりますけれども、現在の進捗状況と今後の対応について、具体的な説明をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、本年度予算で取り組む道路やトンネルの調査につきまして、ご説明いたしたいと思います。

町内主要幹線町道6路線につきまして、舗装の劣化状態を調査する路面性状調査については、既に発注済みとなっております。こちらの路面性状調査では、測定車により、路面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性などを測定し、劣化の進んだ道路から計画的に舗装修繕を行うものがございます。調査結果によりまして、本年度は約200メートル程度の舗装修繕を予定してございます。

続きまして、トンネル調査につきましては、高山田西琳寺2カ所、岩和田2カ所のトンネルについて、目視検査や打音検査によりまして点検を行う予定でございます。現在、業者選定について事務を進めているところでございます。点検の結果により、今後の補修計画をまとめてまいりたいと考えます。

橋梁につきましては、昨年度、実施いたしました橋梁長寿命化計画によりまして、総合計画前期アクションプランに、地曳橋の補修設計を平成26年度、補修工事を平成27年度、文教橋の設計を平成28年度、工事を平成29年度ということで、後期計画におきましては、天神橋の補修整備に取り組む計画となっております。

○8番（小川 征君） 先日は、ご説明の中で、月の沙漠記念館の前のあの橋は、今年はどうにかこうにか間に合ったと思うんですけども、その辺は、これからのいつどのような設計とか、いろんなことを含めて、いつごろ早急に直さなければいけないというところだけ聞きましたけれども、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 記念館前のほうの砂丘橋のお話でございますが、コンクリートの剥離と申しますが、鉄筋の爆裂がございまして、ちょっと歩くと底が抜けるのではないかと、懸念されるということをお話を8月22日の産業建設委員会でご説明させていただきました。

その後、今、行くにご覧になるとわかるとおり、応急処置として、すのこのようなものをつくりまして、一点に力が集中しないような措置をとっておりますが、今、議員さんのご指摘のとおり、一時しのぎの対策でございます。

今後、橋の傷みぐあい、これが、つくってから34年経過しております、通常の橋ですと、もう寿命がもつのかもわかりませんが、海沿いの吹きさらしということで、ちょっとかなり状

況が悪いので、その辺の調査を一回したいと思っています。これにつきましては、いずれ近いうちに、また補正予算なりなんなりということをちょっとお願いしまして、それによって、かけかえがいいのか、もしくは補修で済むのかということ判断しまして、その先に、またそれによって対応を図っていきたいと考えております。

○8番（小川 征君） あそこの橋は、やはり一番、ラクダの像を見る人が、あそこをどうしても渡らなくては行けないと、メインの橋でございますけれども、なるべく早く検討していただきたいと、こう思っております。

災害は、いつ起こるかわかりませんが、災害に備えることは、常日ごろから災害に対する準備を怠らないようなことが重要でございます。今後も、住民の安全・安心な生活を災害から守るためのご努力をお願いしたいと、こう思います。

次に、三つ目の児童生徒の安全対策についてお伺いします。先日、前置きでございますけれども、児童の津波訓練、本当にご苦労さまでございます。児童生徒の安全対策として、以前から通学路の整備安全対策が検討されてきておりますが、現在の通学路の安全確保について教えてください。また、PTAや保護者会から通学路の安全対策についての要望についての実施状況もお願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 児童の通学路の安全確保ということでございますが、学校では、交通安全教室や地域安全マップの作成など、それぞれの学年にあわせた教育を行い、危険回避の意識が、習慣化、実践化されるまで繰り返し指導を行っております。

また、学期の始まりや毎月10日には、登校時に教職員が児童と一緒に歩く交通指導などを行うとともに、教職員が、通学路の道路状況や周辺の環境を把握し、保護者会などで意見を聞きながら、通学路の見直しなども行っております。

今年度は、5月に、中学校で、交通安全意識の向上や正しい自転車の交通マナーを身につけるために、スタントマンによる交通事故の再現を取り入れた自転車交通安全教室も県事業で実施され、生徒たちは、事故の怖さを直接感じ、交通安全の意識もこれまで以上に強まった、高まったと考えております。

また、先ほど議員のほうからお話をいただきましたが、子供たちだけであることが想定される登校中に、地震、津波が発生した訓練を9月6日に町内3校合同で実施し、実際の場面では、みずからの安全は、みずからが守ることとなることを指導しながら、保護者、学校、児童生徒が話し合いながら、通学中の災害時の対応について確認し合ったところでございます。

2番目のPTAや保護者会からの通学路の安全対策についての要望の実施状況についてですが、昨年度、保護者の方や学校から挙げていただいた通学路の危険箇所を教育委員会、学校、保護者代表、道路管理者、警察、町の交通安全担当者が合同で確認し、それぞれでの役割の中で対策を講じております。六軒町の見通しの悪い交差点について、停止線の改修や交通標識の設置、上布施地区や久保ガード下の外側線の補修、保育所裏町道や久保地区の県道などの路側帯へグリーンカラー舗装などする措置を道路管理者等により完了しております。

また、学校においては、危険箇所の情報を共有し、交通指導の際などに教職員と一緒に歩き、子供たちへ周辺の状況に応じて、どのような注意が必要になるかなどを具体的に指導しております。

○8番（小川 征君） これからは、やはり子供たちは、これからの欠かせない世代で、生きていかななくてはいけないのでございます。事故のないように、やはり学校と密にそういったことを連携していただきたいと思っております。

また、もう一つ、最近、町内や近隣市町村で発生した不審者について、発生事件などの状況についてお聞かせください。また、不審者情報を受けた後、学校の対応策や保護者への周知方法について教えていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 町教育委員会へは、本年度に入りまして、町内での不審者情報が2件ございました。これは、直接、学校へ通報があったものでございまして、内容といたしましては、子供たちへ直接危害を加えたものではなく、不審な行動をとっていた者がいたということが、学校へ情報提供があったものでございます。

近隣の状況ですが、いすみ警察署管内での声かけや痴漢、盗撮など、女性や子供を対象とする110番通報は、平成25年1月から8月の速報値ということでございますが、7件あったということでございます。そのうち、御宿町内での事案はゼロ件と聞いております。勝浦署管内におきましては、同じような事案で、4件通報があったということで確認しております。

不審者情報を受けた後の学校の対応策や保護者への周知方法についてでございますが、不審者情報が学校へ入った場合は、事案にはよりますが、警察署へ連絡し、パトロール強化をお願いするとともに、小学校は、集団下校とし、職員が付き添う。また、中学校についても教員が巡回するなどの対応をとっております。

教育委員会や町防犯担当のパトロール、事案によっては、SSTや青少年相談員へ協力依頼などを行っております。また、情報が入ったときには、保育所等にも情報を提供するような形

もっております。

保護者への周知方法といたしましては、学校から保護者等へ一斉メールまたは電話連絡ができるフェアキャストによりまして、不審者情報を提供し、注意を促しております。

先ほど話しましたが、教育委員会を通じて入ってきたものは、保育所等へ連絡するとともに、広域的に情報を共有する必要がある事案につきましては、近隣市町村の教育委員会や東上総教育事務所への不審者情報をファクスにて送信しております。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 私どもですと保育所の対応ということになると思いますが、教育課と同様に、携帯電話や電子メール、こちらを使いまして、注意勧告や保護者会等の連携をとるように、日ごろから連絡調整を行っているところでございます。

また、園内では、不審者対策訓練といたしまして、年2回、園内放送による訓練を実施しております。よく言われます「いかのおすし」です。注意喚起をしながら、子供たちの安全対策という訓練をしているところでございます。

○8番（小川 征君） こういうことは、いつどこで起こるかわかりませんが、やはりこれからの対策方法は充分考慮していただきたい。

それから、いすみ市で、高校生が行方不明など、ニュースの報道でも、児童生徒に関する事件が多く発生しております。子供を持つ親たちの苦労ははかり知れませんが、日ごろから何かの対策が必要だと思われませんが、町はどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 町の対策ということですが、現在、スクールガードやS S Tの皆さんなど、地域で子供たちの見守りのご協力をいただいております、このような地域全体で子供たちを守る活動が犯罪の抑制につながっていると考えております。

また、学校では、学校への侵入者に対して、毎年、さすまたなどの訓練を警察とともに、実施を行ったり、先ほども言いましたが、町内の危険箇所を児童生徒たちで調査して、安全マップを作成するなど、日ごろから危険箇所の把握をするように努めており、保育所と同じように、低学年のころから、いわゆる「いかのおすし」といったものの考え方を定着させるように指導しているところでございます。

また、仮に被害があった場合、児童生徒の心のケアも大切になってまいりますので、スクールカウンセラーの派遣などを要請し、学校は、スクールカウンセラーとともに、心のケアを行う上での助言、援助にあたるという方針であります。

その他、七つ子祝いで、町から防犯ベルを贈るなど、注意喚起も行っているところでございます。

不審者情報などがあつた場合には、いかに正確に早く保護者へ情報提供するかが求められます。現在、フェアキャストを活用し、迅速な情報提供に努めておりますが、今後も、警察や地域との連携を強化し、保護者へ正確な情報が確実に届くように努めてまいりたいと考えております。

○8番（小川 征君） わかりました。

御宿町からこのような悲惨なニュースが聞かれないように、今後、対策をしていただきたいと思ひます。

また、最後になりますが、10月27日に消防団フェスタ実行委員を行います、教育委員会として、学校側と話し合いをしていただき、これは、中学生にも、ぜひ、去年、おとしには、学校の行事が重なつたということで、学生が、余り中学生が来なかつたわけでございますけれども、その辺、やはり今、消防団も、少子高齢化して団員が少ないということで、今、社会人、会社員が多いわけでございます。学校の生徒たちも、学校にいます。または、休みのときもいますけれども、ああいう中学生になれば、いざ、災害、火災になれば、やはり手助けになるということは、皆さん、ご存知だと思ひます。

でも、消防におきまして、やはりホースの持ち方、筒先の持ち方とか、そういったことはまだ全然わかりません。このフェスタにおいて、そういった子供たちが参加してくれれば、いざとなるときには、お手伝いの傍ら、そういうのを習っていただくと、守る側、身近にいる人がやはり守らなくちゃいけないわけです。

こういったことから、学校側とお話をしまして、ぜひ学生が参加できるようにご協力をお願いしたいんですけれども、教育長、どうですか。

○議長（中村俊六郎君） 浅野教育長。

○教育長（浅野祥雄君） 今、大変大事な子供たちの命を守っていくためには、自分たちでもそのような事がわからなくてはならないというようなお話だつたと思ひます。

ぜひ、そういう機会を通して、校長会でも話し、また学校でもそのようなお話をしてほしいということは、次の校長会の際にはぜひ話して、一人でも多く参加ができるように話したいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○8番（小川 征君） 一に訓練、二に訓練でございますけれども、訓練を身につければ、や

はりいざとなっても、訓練したことが自分の身についてきますので。これからまたよろしくお願ひします。

最後でございますけれども、一般質問にのせていないんですけれども、議長のお許しをお願いしまして、サンドスキーの件でちょっとよろしいでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 簡潔にお願いします。

○8番（小川 征君） 答弁は要りませんが、皆さん、サンドスキーというのはご存知ですよね。やはり国定公園の中で、サンドスキーというのは、日本全国でも何カ所もないわけです。今、見たとおり、サンドスキーは荒れ放題になっていますね。砂が、砂利が、石ころが出て、大変もうサンドスキーというイメージじゃなくなっております。

それで、私も、つい最近、ぐるっとあそこをちょっと見たときに、何であそこに砂がなくなったんだと、こう思いながら、異常気象、また家の密集とかというのが重なって、砂が飛んでなくなったと思いますけれども、これからあそこも思い出していただいて、やはり観光の一環として、あそこに垣根を設けて、砂を運搬していただいて、新たなサンドスキー場ができないものか。

また、御宿町も、野沢温泉と交流が何年も続いております。やはり子供たちも、スキーをやったことのない子供たちがいるわけでございます。あそこで、ステップ台として、やはり少しでもスキーという基本を覚えて、野沢村に行ったら、一人でも多くすぐスキーが滑れるようなことが、私は大事だと思います。そのためには、やはりこれからサンドスキーというものをもう一回見直していただいて、これから12月に予算もありますので、組み立てると思いますが、ぜひ町長、その辺をよろしくお願ひします。

以上でございます。長い間、ご清聴、ありがとうございます。（拍手）

○議長（中村俊六郎君） 以上で、8番、小川 征君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 3時12分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 3時32分）

◇ 瀧 口 義 雄 君

○議長（中村俊六郎君） 続きまして、9番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願ひします。

(9 番 瀧口義雄君 登壇)

○ 9 番 (瀧口義雄君) 9 番、瀧口です。

議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問の趣旨は 1 点です。公金、税金を取り扱う公務員として、条例、規則を遵守して、仕事をしてください。予算、税金は、法律、条例に基づいて執行されます。支出に関しては、細部にわたり、規約、要綱で人が決められております。例えば、前回、多賀課長が大変ご苦勞なされた亀田医療大学への寄附行為に対しても、要綱をしっかりと協議した中で執行されております。

そういう中で、今回、9 月に引き続きまして、補助金の交付に関する質問をさせていただきます。

まず、この図表等は、総務課からいただいたものと、また総務課から情報公開の中でいただいたものでございます。先日、御宿台区を立ち上げたときの大変功勞者と私は思っております吉野和美前助役と電話でお話ししました、どうしてこんなになっちゃったんだろうと。亡くなった鈴木区長、私も、一助として区の設立に大変微力ながら協力して行って、今の区ができておると思っております。そういう中で、新しい区であります、そして他地区から、また町外から、県外から、多くの方が住みついて、新しい町づくりが始まっております。そして、ましてやこの 3. 11 の災害におきまして、高台だということで、また新たな居住者も増えております。

そういう中で、御宿台の集会所も、そのときは、大変、町内の方が避難しておりました。できるだけ早く御宿町も、あそこを避難所として指定して、整備をしていただければと思っております。なぜ、あそこが避難所として指定されないのかと、西武鉄道の持ち物というものもありますけれども、現実的に 3. 11 のときは、多くの町民が避難しております。避難場所は、私の裏の多目的広場でございますけれども、そういう中で、早目にそういう形の手続が済まされて、町の主導のもとに避難所としての機能を果たす、そういうことも、今後、総務課で検討していただきと思いますけれども、総務課長、どうでしょうか、総務課長。

○ 議長 (中村俊六郎君) 木原総務課長。

○ 総務課長 (木原政吉君) 複数の議員から、そういったご意見がございます、瀧口議員の要望がございます。

ただ、地域防災計画上ですと、例えば体育館とか、既に一定の間、そこで生活できるということで指定しております。ただ、高台という現状があって、現実に避難しているという状況も、今、報告を受けてありますので、その辺については検討してみたいというふうに考えております。

す。

○9番（瀧口義雄君） 高台で、一定期間という形で、あそこも、一定期間、多分そんなに人数は多くなくても、台所もトイレもそろっておりますので生活できます。

現実的に避難してきています。避難してくる人を拒むというような話ではなくて、ぜひともそういう形で利用していただきたいという形を持っている中で、大変マイナス思考の考えで、前向きに検討していけばいいのに、何でそんなにしゃくし張った話になるのか、よくわかりません。御宿台の住民も、ぜひそういうときは利用してくれと言っているさなかというような話では、なかなか先行きが思いやられます。

そういう中で、まず補助金の支出に関してなんですけれども、まず通常の形のものは、補助金の申請あるいは交付に関しては、前回、大竹課長から、申請者が申請して、目的に申請者自身が使うという答弁をいただいております。

そういう中で、支出に関して、また決算報告、使途についてどのような検証がなされておられるのかと、これを1点まずお聞きしたいと思います。これは一般的な話で結構でございます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 通常、補助事業等が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書に、収支決算書を添えて、提出を求め、確認することになっております。

○9番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そういう中で、表の2ページ、御宿台の管理会社の街路灯のものだけをピックアップしていただきました。街路灯に関して、防犯灯、12年というような区が設立してからという形で載せてありますけれども、それ以前からもずっと管理会社が防犯灯に関しては支出しております。

これは、総務課長、それで了解できますね。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご提出いただいた2表、2ページ ことでしょうか。

○9番（瀧口義雄君） そうです。

○総務課長（木原政吉君） 収支報告書ということになっていまして、支出の部分ですね。

○9番（瀧口義雄君） そうです。

○総務課長（木原政吉君） これについては、このとおりだと思います。

○9番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

前回も言われましたように、平成12年に御宿台が設立されまして、ちょうど定住者がそのときは300軒でございました。同じような区は、須賀区がそういうことだというので、当時の吉

野和美総務課長ですかということで、いろいろな補助金をつけていただいた経緯は、私も当時かかわっておりましたので充分承知しております。連絡員の費用もつけていただきました。補助費用も、いろいろな形で便宜を図っていただきました。この防犯灯に関してもそうでございます。

そういう中で、3ページ、平成12年から24年度までの町が交付したものに対しては、これによろしいんですね。それと、もう一点聞きたいのは、17年度までは管理会社へつけかえという形で支払われております。何で17年から18年度に変わったのかと、この2点、まずこの表はこれによろしいのかというのと、この17年から18年度に支出が変わったというこの説明、2点、お願いしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 3ページの表については、このとおりと認識しております。

今ご質問のこれによりますと、摘要欄の備考の欄に、今、17年までは支出があると、18年度から支出がないということの確認でございますか。

○9番（瀧口義雄君） そうです。

○総務課長（木原政吉君） はい、このとおりでございます。

○9番（瀧口義雄君） 何で18年度から支出がないんですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 議員がお示しいただいた3ページ上段、ここに書いてありますように、14年の一部については、ここに記載のとおり、14年度に、一括で管理会社に支払われておりまして、その後、15年度から17年度までの3年間、これは、年度ごとに、区から管理会社に、町から交付を受けた補助金が支払われております。

18年度以降24年度まで、御宿台区として町の補助金を受けておりますが、管理会社の支払いはございません。

これについて、本年4月以降、私が総務課長になりまして、瀧口議員からご指摘を受けました。この件について御宿台区長さんに確認しましたが、防犯灯は、御宿台におきまして、生活の利便（増進）と良好な住環境を維持し、利用者の快適な生活は保持することを目的に、売り主、管理者及び利用者の中で合意された御宿台管理規則第8条に定めます共用施設であり、共用施設は御宿台利用者が負担する管理費で維持されているというほかの御宿町の行政区にはない特殊な状況の区でございます。

防犯灯の電気代や修繕費も、この管理規則第25条に基づきまして、御宿台が発足し、町の交

付を受けた12年度以降、利用者が負担する管理費より管理会社から電気会社等に支払われておりましたが、理由としましては、18年度になりまして、従来どおり町の補助金を管理会社に支払うことは、二重払いであるという議論がござい……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞き取れないんですけども。

○総務課長（木原政吉君） 17年度までは、町の補助金を管理会社に支払っていましたが、18年度、今までどおり町の補助金を管理会社に支払うことは、二重払いになるという議論があったそうでございます。

その18年度以降から、区は、管理会社に町の補助金は支払っておりませんが、補助金は、区の会計で受け、区の振興を目的とした運営費として活用しており、区の会計につきましては、区の総会で報告し、承認されているということでございます。

御宿台の特殊性につきましては、利用者が納めた管理費をもとに、管理会社が電気代の支払いをしており、東京電力への電気料支払いは滞っておらないので、ほかの区と違う御宿台の特殊性は理解していただきたいとの説明を受けております。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

その辺、私も住民でございますから理解しておりますし、管理会社が、それで電気代を支払っていると、またほかの共用部分に対しても、支出しているということも十分に理解しております。

ただ、最初に申しましたように、これは、防犯灯に対する補助で、行政事務に対する補助ではない。あなたがそれを言うこと自体が、私が最初に読み上げたのは、法を遵守してくれと、言っている意味はわかりますか。これは、目的に沿っていないとあなた自身が認めていることなんです。総務課長が脱法行為を認めてどうするんですか。補助目的に沿った形で補助をするというのが補助金の資質じゃないですか。

前段に言ったように、多賀課長のときは、ちゃんと要綱を定めてやっている。全ての補助金に対しては、要綱がございませぬ。防犯灯の要綱をあなたは読んだことがあるでしょう。これは、防犯灯の電気代と修理代、保守点検に使うと、これが補助金の目的です。それをあなたは平然と読み上げている。脱法行為を平然と読み上げるのは公務員ですか。

私の言っているのは、区に対していろいろと補填していただくのはありがたいけれども、それは違った形で補填しなければいけないでしょう。そうじゃないんですか。補助目的に沿ったものが補助金なんです。それを平然と、行政区は使っておりませぬ、福利厚生に使っていると、それは違う話でしょう。行政事務に使うのであれば、それは、行政事務の補助金が出ています

けれども、この補助金は防犯灯の修理とそれに使うんです。それが、最初からどこかで行き違ったというのは、平成12年の補助金をつけたときに、町が、移管手続きをとり、電気代の東電への支払いを御宿台区にしなかったという行政事務上の過失があるんです。区が云々という前に、それは役所の手続なんです。それをあなた方が怠っていたから、こういう状態になったんです。

じゃ、17年度までの管理会社に迂回交付したのは、これが正当かといったら、大竹課長の前回の答弁で、申請者がその目的に沿って使うと、申請者が目的に沿って使っていないんです。管理会社に迂回交付、これは禁止でございます。それも、あなたは何のためらいもなく言っている。

管理会社は、これは、収益として、利益として上げていますから。何ということはないんです。管理会社は、拒む話ではないですから、くれるものはもらう。

そういう中で、次に移りたいと思いますけれども、防犯灯の申請のときという話もありますけれども、まず防犯灯の御宿台区に関する台帳は、LEDを除いてあるんですか、12年から23年まで。LEDは、台帳はつくって、電気代は、管理会社に払わせているのは承知しています。

その管理会社にしたときに、それはそれでいいんです、そのときに、なぜ補助金をカットしなかったんですか、あるいは補助金をつけかえなかったのか、東電の支払いを御宿台区にしなかったのか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、最初にご指摘いただいた平成12年に、それは市価と同じ300円で100基という基準を決めたと、そのときに移管手続きをして、何で管理を区にしなかったことが間違いだというご指摘いただきました。

御宿台区に行政区が設置されましたのは平成12年です。当時の今お名前を挙げました総務課長と鈴木区長さん、また区長代理だった瀧口議員さんと相談されたと記憶しております。

その当時は、町は、ほかの区と公平に、御宿台区で、全部で580基近くあります、ほかの区と公平性を保って、その中の100基分について補助をするんだと、それだけの認識で、管理会社があって、今になって思うと、区長さんから説明があった、そういった区の特長性があるということ、そういう認識は全くございませんでした。また、同じく新しくできました御宿台区からの区長さんからも、その点についての協議、相談、説明はなかったというふうに聞いておりますし、記憶しております。ただ、公平ということでございます。

私が、そのとき総務課の補佐でおりまして、区の担当の補助金の交付の担当係でした。そういうふうに記憶しております。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

公平の形で、ほかの区と平等にやっていただいたと、大変結構なんですけれども、公平、善意、そういうもので済む話ではなかったと、現在に至っては特にそうなんですけれども、赤信号、みんなで渡れば怖くないと同じ論理ではだめです。それは、公務員として遵法精神を持たなければ、あのときに、2年間、何で留保してあったかというのは、連絡員の補助と防犯灯の補助が、御宿台では、管理会社が、全部やっているからという意見がありまして、ホールディングしてあったと、それで当時の井上七郎町長から、連絡員に関しては、個人に出す報酬だからという鈴木区長宛ての文書が来て、見せましたよね、区長さんも、そのとおりだと、そのもう一項に、防犯灯に対しても、西武と、協議するという一項があって、そのまま、私たちは知らないまま、管理会社にいつてしまったというのが現実の話です。

それが、ずっと鈴木区長の中に、亡くなった人ですから言いわけできませんので、その話は抜きとしても、17年度まで管理会社に支払われたのは、これは事実でございます。それが正解かといったら、正当ではなかったと、本来の補助申請者が使う。

現在に至っても、補助申請者が使っていない、目的外の支出をしているというこれは、それでよろしいんですよね。これだけは確認してください。防犯灯として支出しておるんですか、総務課長。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 町が……

○9番（瀧口義雄君） いや、総務課長、町が防犯灯として支出しているのは了解しています。これは、区が防犯灯の補助金として使っているのかという確認だけです。

○総務課長（木原政吉君） 町が、防犯灯の補助として、名目として支出した交付金について、18年度以降、その目的のためには使っておりませんが……

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

○総務課長（木原政吉君） 御宿台区については、利用者が納めた管理費で防犯灯も……

○9番（瀧口義雄君） いや、それは違う。

○総務課長（木原政吉君） 支出しております。

○9番（瀧口義雄君） 支出、僕が言っているのは、管理会社に払っているのは、利用者が払っているのは、私たちは、ここにいる文井さんも認めています。私もそうです。ほかの人も、そういう形で管理会社に利用者が納めたので、防犯灯、またもろもろの支出をしているのは承知しています。

質問を脇にそらさないでください。ちゃんとそのためにこの資料を載せてある。御宿台区の25年のやつを載せてある、支出がありますかと、それだけ聞いているだけなんです、総務課長。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 防犯灯の電気代、またその管理のための支出はございません。

○9番（瀧口義雄君） はい、結構でございます。

そういう中で、あなたが、前回、補助金の申請に関して、11条、行政区で管理する防犯灯に関する電気料の額、また行政区が管理している防犯灯数が、確認できるものがあるかと、私は何度も言っています。そういう中で、あなたは、はいと答えている。これは議会だよりに載っていますから、じゃそのナンバーと本数を言ってくださいよ。

私は、行政事務局長を通じて、訂正したほうがよろしいんじゃないですかと何度も申し入れた。ないものをあると言ったら、これは、世の中は、要綱に沿って仕事をするのが公務員です。先ほど多賀課長の例を出して申しわけなかったんですけども、総務課長たるものが、公金を支出するにあたって要綱に沿っていない。

沿ってあるという返事をしていきますから、台帳の番号と電気額を言ってくださいよ。24年でも23年でも、いつでも結構です。添付書類ですよ、あなた。私は、情報公開で出しても出てこなかった。400円を返してくれとは言わないけれども、ないものをあると言って議事録に載せさせると、悪質じゃないですか。公務員のやることですか。ましてや、御宿町の総務課長じゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） ご質問の6月議会の瀧口議員のご質問中、その防犯灯の要綱11条、これに伴う1号、2号、これは、行政区の申請書に、行政区で管理する防犯灯に係る電気料の額、当該行政区が管理している防犯灯の数が確認できない……

○9番（瀧口義雄君） 時間がないから読まなくて結構ですよ。

○総務課長（木原政吉君） これについて、御宿台につきましては、補助申請書に加えて、防犯灯LED化のときに、補助対象の防犯灯の設置番号、電柱番号及び電柱の位置図の提供を受けております。また、電気料の額については、他の行政区と同様に定額で補助しておりますので、確認できる、そういう認識で、はいと答弁しております。

○9番（瀧口義雄君） いや、ということは、御宿台区は防犯灯の補助を実質しているということですか、あなたの今、読み上げたことによると。

○総務課長（木原政吉君） これについては、LEDを……

○9番（瀧口義雄君） いや、そうじゃなくて、LEDの話はしていない。

18年度から24年度まで、支出したこれがあるかといったら、あなたはあると言った。あるんですか。LEDは、西武プロパティーズが全部払っているじゃないですか。実質、何も払っていない。そのために、私は添付書類をつけてやる、あなたがそれを言うと思っていたから。全て155基、電気代は、名前を挙げて悪いんですけども、西武プロパティーズが払っていますよ、これは情報公開でもらったものですから。

払っていないじゃないですか、電気代の額なんか、あるわけないじゃないですか。どこにあるというんですか。何年に幾らあると、支出したと、これは、添付書類ですよ、申請書じゃない、添付書類。これは要綱で定められている。あなたがそれを主管している課なんです。ありますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 先ほどから申し上げますように、平成12年から24年まで、これについては、私を含めその後の歴代担当者に聞きました。その中では、区に支払って、御宿台の例えばLEDの前は約600あるうちの100基分について、町は補助していると、100基の部分は特定しておりません。

○9番（瀧口義雄君） いや、特定しているんじゃないくて、あなた、おかしいよ。

特定していなくて補助金は出せないんだよ。それと、特定していなくても、じゃ支払いはあるのか。支払いがありますか、私はそれを聞いている。だから、支払いの項目を挙げてあるんです。御宿台は支払いがない。だって、御宿台は管理していないんです。

だから、あなたがそういうことを言っているから、私はこの表を出した。出したくなかったけれども、御宿台区は、上に区役員もいるみたいですけども、支払っちゃいけませんよ。それをあなたは認めているじゃないですか、福利厚生に使っていると。

そういう中で、支払っていないじゃないですか。100基分というあったとしても100基を固定しているんだから、その番号を言ってくださいよ。20年からちゃんと要綱をつくってある。その添付書類はない、ないから支払っていないんじゃないくて、支出にもないと、あるんならちゃんと出して読み上げてくださいよ。ないものをあると言って、ここですり抜けようなんていう変な考えはしないで、区のほうは、ちゃんと会計で上がって、支出項目はないということを認めているんです。あなたも、今、認めたじゃないですか。そうしたら、また突然100基分だという話をする。では、08年度から今までの100基分の幾ら出してきたのか、それはどうやって支払ってきたのか、言ってくださいよ。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 平成12年当時から御宿台については、瀧口議員もおっしゃったように、ほかの区……

○9番（瀧口義雄君） だから、ほかの区と、ちょっと待って、あなた、同じことを何度も言っ
て、防犯灯の補助は、補助目的……

○議長（中村俊六郎君） 瀧口議員、今、答弁中ですから。

○総務課長（木原政吉君） 100基分について、それについては、瀧口議員がおっしゃるよう
に、では電柱番号は何番、そういう特定はしておりません。

平成17年まで、区の会計でも認めていますが、御宿台区から管理会社に町が補助した分は支
払われておりました。その後、私が、区長さんから聞いて説明したさまざまな特殊な要因があ
ったということは、私も、この4月以降、瀧口議員からご指摘を受けて、区長さんに聞いてわ
かったわけです。

町は、その間、例えばLED化の前までは、約600あるうちの100基分、それについて補助を
したという話だったんです。今度、LED化になったときには、要は、所有者から、町が補助
事業で行いましたので、町の名義にするために移管を受けております。移管を受けたときに、
初めて電柱番号について、また町がもらったものについては100基、それは特定できます。位
置図もあります。それについて、私はありますよということでございます。

ほかの区も、防犯台帳がございますので、補助申請、要綱のとおり、添付を本来すべきでし
ょうけれども、町が確認できるという意味で、御宿台以外のところも、添付のほうはそれで確
認しているという状況でございます。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、100基分という形の中で、電気代が支払われていないこと
は、それは認めますよね。100基分はもらっているんです、御宿台は確かに。でも、支出はな
いんです。これは、隣にいる人と話が違っているんです。

また、補助要綱として、気持ちは善意でわかるんです、私も。ただ、いつまでもこんなこと
を続けていては、しょうがないでしょう。

今日の新聞にも、自治会の助成を過大評価して、監査請求が出ている。市原市では、私立の
保育園が臨時職員の過大請求をしていると、それは、実態があるからまだいいですよ。これは、
実態がないじゃないですか。補助する実態がないじゃないですか。実態があるのなら言っ
てくださいよ。事実実態というんです。どこどこが事実実態なんですか。あなたが、善意でや
ってくれたと言っているのはわかるんですけれども、ないものを補助してきたというのは素直に

認めて、是正していけばいいんじゃないですか。

もう一つ、監査請求も、監査のほうでも指摘が出ている。あなたは、知らなかったと、知らないで出してきた。あなたは、当然4月からだから、担当者ではなかったかもしれないけれども、知らないという中で、それは、また違う世界が出てくるのではないんですか。公金を出すのに知らなかった。審査もする、理解することになっている。負担金の審査も出したけれども、当然そんなのは、やっていないのはわかっていますから聞かないですけれども、全てにわたって、公金を使うにあたってずさんなんです。

御宿台にお金をくれるのは大変ありがたいけれども、そんな嫌らしい金をもらってどうするんですか。ちゃんと行政事務の補助みたいに、そういう形の補助にさせていただかないと、防犯灯の管理する者が電気代を払っていないんだもの、あなたがそこで幾ら力んでも、これは、しようがないでしょう。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 要綱に沿った場合、監査委員からも指摘いただいておりますが、やはりそれについては、区と協議して指導していくようにということで受けておりますが、今おっしゃったように、20年に要綱ができてから、今の現状がその要綱とそぐわない、それについては充分認識しております。今後、それを改善していかなければいけないということで考えております。

ただ、平成12年に区ができて、ほかの区と同様に町が公平にやる。その電気代は、そこに住んでいる新しく区民になった利用者の方が、管理費として納めているという事実があります。

今から見ると、17年までは区と町は結びついているという単純な理解であります。18年からは結びついていないというご指摘のとおりです。ただ、17年以前についても、町の補助金が、管理費が利用者に還元されていた、そうでないという議論があったことも、この24年4月以降、ご指摘を受けて、調査してわかったという状況でございます。私の前の担当者にも聞いていっても、電気はついている、補助をする、600のうちの100で、それについて、だからそういう認識の中で、公平に補助をしてきたということです。

ただ、瀧口議員ご指摘のとおり、要綱どおりやっているのかというご指摘には真摯に受けとめたいと思います。

○9番（瀧口義雄君） よくわかりました。

よくわかったというのは、認識不足はよくわかりました。

条例、要綱に沿ってやっていくと、これは20年にできているんです。20年にできるまでは、

いいかげんだということは、これはやむを得ないと思っています。善意でくれたという中で、担当者ももう退職しちゃったという中と、もう一つは、5年以上さかのぼれないということと、いろいろな問題がある中で、僕が言っているのは、平成20年に町が要綱を整備したというときから言っているわけです。区ができたときからもそうなんですけれども、そのときもそういう問題を含んでいたという中で、連絡員だけカットして、ほかは続いてしまったというどこでどういう形になったかよくわからないんですけれども、そういう中で、要綱の規則、要綱に沿っていないんです。それをあなたは、言うたびに、自分が公務員だということを忘れてるんじゃないんですか。これは公金ですよ、あなた。あなたのポケットマネーなら、どう使おうと、それは勝手ですけれども、公金がこういう形で支払われてきたと、また受けたほうも、それは、そういう認識がなかったのでしょうか。補助目的として使えなかったんです。使うものがなかった、防犯灯がなかった、支払うものがなかった。

本来なら、LEDのときに、町のほうで、御宿台に管理委託すれば、この問題はそう問題にならなかったかもしれないけれども、それも西武プロパティーズに寄附させちゃった。寄附というのは電気代の寄附です。これは、寄附行為でやっているんでしょう。そういう形の中で、じゃそのときにカットすればよかったんです。平成24年あるいは2010年に、LEDに氏原がしてくれたときに、補助金をカットすればよかった。西武に払わせたという現実が書面で出てきたんですから、この書面も添付してあります。そのときに、防犯灯は、実質、使われていないという認識を持ったわけですよ。そのときにカットすればよかったのに、それをしなかった。

そういう中で、台帳もなかった。御宿台は、ほかの区と同様にしていっていただけたけれども、現実的に補助対象がなかった。行政手続上のミスがここにあった。審査、検証も行われていなかった。公金が不正に長い間支出されてきてしまった。これは、御宿台の人にとっても大変不幸な話なんです。まさか、そこの事務手続まで、区役員はよくわからないでしょう。そういう中で、執行する行政がこの辺をチェックしていかなければいけなかったものをノーチェックだった。監査に指摘されて、やっとそういう形で動いてきている。

現実的に、あなたがさっき100基分と言っているけれども、どこを見ても、100基分の補助金が出ていないのは、あなたもご存知です。私は、総務課のこの文書、区の報告書を議会のほうでもいただいております。現実になかった、補助目的がなかった。

それでも、あなたは、まだ平成12年の話をずっと持ち出してきているけれども、それは、防犯灯の要綱ができたことも知らないというのなら、役場の職員としてあなたは失格ですよ、はっきり言って。要綱に基づいて公金が支出されるんです。だから、多賀課長は、要綱をつくっ

○9番（瀧口義雄君） ない、見当らないということですね。はい。

という中で、3者協議は、それはまた別の問題として、僕の言っているのは、会社に赤字を出してまで、町有財産の管理をやらせるんですか。これは1,689万円です。予算でさえ赤字の計上をさせている、財産管理としてこれでいいんですか。これは、民間会社ですよ、収益を上げなければいけない。特に西武関係は、ここだけじゃないと思う、全体で何億という大変グローバルなものだと思うんですけれども、民間会社に、町有財産を管理させるのに、これはそういう契約で、それはそれとしても、赤字を計上させてまで管理させるんですか。

どちらか、答弁してください。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 7ページの表の欠損額についてのお話かと思いますが、表に表示された金額につきましては、集会場の管理費やテレビ共聴施設などの町有地の除草などの費用以外のものも全て含めた数字ではないかというふうに考えておりますけれども、御宿台の公益的施設等管理協定では、御宿台地区にある町が所有する施設等について、株式会社西武プロパティーズが、芝刈りや除草作業などを行うことを協議によりまして町が承認しておるということでございますので、町が業務委託等を行っているものではありません。

○9番（瀧口義雄君） それは承知しています。

ただ、全体の中で、町有財産の管理でも、これだけかかっているわけです。これを減らせば黒字になるわけです。私の言っているのは、赤字を出させてまで、町有財産の管理をして、町は、主体的に管理して、区と利用者と管理会社は、補助的な要素だという一項は入っているじゃないですか。

私の言っているのは、きれいになったからいいということか、そういう話じゃなくて、赤字まで出させてやらせるのかと、そういうことなんです。

次に移ります。

○議長（中村俊六郎君） 答弁はよろしいですか。

○9番（瀧口義雄君） 答弁、要らない。

それと、今、大竹課長が言われたように、現金負担がその管理細則に載っていますけれども、これは適正なんですか。今、大竹課長が言いましたけれども、住民の管理費、7ページの下から5段目です、公的施設の現金負担は適正か、合法か。それは、管理規則の細則に載って、ちゃんと私たちも承認しております。

ただ、それが適正なのか。契約しているのは事実でございます。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） ただいまお話のありましたとおり、御宿台の管理者であります西武プロパティーズと土地等の購入者の方々との間での合意、承諾に基づくというものであると考えておりますので、適正な手続によるものと考えております。

○9番（瀧口義雄君） 私たちは、それは承認して適正だということで押していますけれども、はっきり言って町有財産、公有財産まで支出するものが果たして適正かということは、大竹課長、調べましたか。

というのは、僕らは、6万5,000円とか、その辺は、高いとか安いとか、そういうあれではないと思っています。大変適正な価格だと思っていますけれども、年間2,000万円近くやっていると、この12年間で約3億円の町有財産に対する管理をやっている。これが本当に適正なのか。

それと、またもう一点、住民の通告書が来ていますね。これについて、やはり同じような問題ではないかな。それについて、ちょっと総務課長、どう対応するんですか。

適正だと言えば、そのまま適正だという返事になりますよね。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 町におきましては、御宿台の公益的施設等管理協定、三者の合意に基づきまして除草作業を行うことを承認しておるといようなことでございます。

ただいまお話がございました通告書に関しましては、近々、回答させていただくことで考えてございます。

○9番（瀧口義雄君） ということは、適正だという考えで、今、答弁をいただきましたけれども、適正だということによろしいんですね。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 先ほどの管理協定に基づきまして町のほうは処理させていただいているということでございます。

○9番（瀧口義雄君） もう一点、私が言ったように、12年から約3億円のこの住民負担が、あなた、適正だと思いますか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 何度も申し上げますが、協定に基づいて。

○9番（瀧口義雄君） 住民として、わかりました、適正だというのは細則で書いてあるから適正だと言っていますけれども、それが適正だという考えでよろしいんですね。

僕なんかが言っているのは、契約がそれで本当に大丈夫なのかということなんです。そういう通告書ではなかったんですか。あなたが大丈夫だと言うのなら、それは大丈夫なんでしょう、担当課長ですから。

それと、もう一点、これは、総務課長のこの質問なんですけれども、要するに御宿台区は管理を管理会社に委託しているという質問、あなたが質問しないで、あなたがそういう答弁したんですから、6月定例議会の169号の6ページです。管理について、御宿台には管理会社が入っています。確かに入っています。区は管理を任せている状況ですと、区は、何の管理を任せて、どのくらいの経費を払っているんですか。僕らは、管理会社とそういう管理の承諾はしております。でも、区には、管理は委託しておりません。また、行政区はそういう能力を持っていませんし、財産目録を見ても、管理させるものはないです。それは、利用者が個々と西武鉄道あるいは管理会社という形になって、行政区は入っておりません。入っていれば、地縁団体ができるわけです、財産が。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 今のご指摘の答弁につきましては、誤解が生じる形になっております。管理者に……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞き取れません。

○総務課長（木原政吉君） 管理者に管理を任せているのは利用者の代表で、利用者の代表は御宿台運営委員会ということで、区長が代表という認識でございます。私の答弁のときは、そういう意味で、従来から町は区に補助しておりまして、そういう意味で答弁しております。

答弁について、利用者と、今ご指摘のとおり、私の答弁が誤解を招いたという点についてはおわび申し上げたいと思います。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、区は管理をしていないと、利用者の代表は、確かに運営委員長をやっています。区長も兼任していますから、それはそのとおりでございますけれども、管理は個々の契約でございますので、誤解を与えています。それは、最初に言った、添付書類があると言った中で、現実的にないと、ないでしょう。

もとに戻りますけれども、管理を任せている防犯灯はないという最終確認です。ページの一番最後です、すみません、振り出しに戻さないでください。確認事項です。読み上げましょうか。

御宿町防犯灯設置及び維持管理に関する要綱第11条の1、2、添付書類がないということ、これでよろしいんですか。あったら、番号を言って、金額を全部20年から言ってください。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 要綱の中の……

○9番（瀧口義雄君） いや、そうじゃなくて、あるかないか、それだけで結構なんです。あるのなら、防犯灯の金額と本数、番号を読み上げてください、質問事項はそれだけです。また、振り出しに戻すようなことはしないでください。一番最後です、8ページ。

○総務課長（木原政吉君） 要綱については、要綱の10条の中で、要は、4月分に請求された電気料ということですが、御宿台は、もうこの中の100基と、今までご説明しましたように……

○9番（瀧口義雄君） じゃ、100基を読み上げてくださいよ。しつこいようですけども、100基を番号と、20年からの金額、東電の支払いをここで提示しなさい。できない、ないものを言っではいけない。

○総務課長（木原政吉君） それは、従前から……

○9番（瀧口義雄君） だから、私は要綱に基づいて言っているんです。11条の1、2の添付書類を読み上げてくれと、情報公開でも出てこなかったんだよ。あるというのなら、情報公開で出せばよかったじゃないですか。20年、要綱ができてから、こちらの電気代と防犯灯の本数、番号、言ってください。それだけです。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 4時21分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時50分）

◎時間延長の件

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

もうすぐ午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 休憩前の瀧口議員のご質問で、要綱をつくった20年以降、補助金

要綱11条の1、2の添付書類、それについてあるかというご質問ですけれども、20年以降についてはありません。

ただ、LED、そのときには、町は、台帳をとるといふか、位置図、また電柱番号も、町のものとして認識しております。

○9番（瀧口義雄君） わかりました。

LEDに関しては、町が持って、西武プロパティーズに電気代を払っていただいておりますと、御宿台区は払っていないということではないんですね。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 管理規則細則16条……

○9番（瀧口義雄君） いや、そうじゃなくて、御宿台区は支払っておりません。

○総務課長（木原政吉君） 町が移管を受けた電気代については、西武プロパティーズが管理するというごさいます。

○9番（瀧口義雄君） ということで、24年度の補助金も、電気代としては支出していないということよろしいんですね、会計に載っていますから。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 24年度、区が町から受けた補助金をその目的で、補助金の要は防犯灯の目的として、支出はしておりませんが、冒頭から申し上げたとおり、御宿台については、管理規則がありまして、利用者が管理費の中から電気代を負担しているということのごさいます。それについて、区民も、当然、利用者ですから、それについて町はよしという認識のごさいます。

○9番（瀧口義雄君） それは、あなた、あなたが脱法行為を認めていることになるんだよ。

補助目的に支出しなければいけないということをおあなたは認めてしまったら、総務課長としてそこにいられないでしょう。補助金は、補助目的に使う、申請者が使うという形になっていて、利用者が払っているのは、私たちは、それは了解していますけれども、あなたが脱法行為をみずからここで認めたんだから、そこに座っていられないでしょう。

それと、もう一点、あなたは区に対して大変失礼な話だよ。というのは、区民のために使っていると、それを言ったら、区が流用していることになる。そうじゃないですか。補助目的に使わなきゃいけないというのは、この新聞にいっぱい載っている、今日も、ここへ、後で読み上げますけれども、そうじゃないでしょう。区は、補助目的に使っていないのは会計でずっとわかっています。それを運営のために使っていると、行政事務費と一緒に……

まうじゃないですか。それをあなたが、脱法行為を区が、やっているということをここで認めていることになってしまうんだよ。違った答弁があるだろう、頭がいいんだから。そう思わないかい。内部で留保しているとか、使い方がわからないから保留にしているとか、そうしないと区も処理に困るよ。あなたが脱法行為を認めているなら、それはそれでいいけれども、区のほうは混乱するよ。

24年から要綱ができて、補助目的がはっきりしている中で、あなたが、区が内部で運営に使っていると言ったら、それは、区は責任をとらなければいけない。あなたも、責任をとらなければいけない。脱法行為を認めていること、もう少し考えた答弁があるんじゃないか。訂正したほうがいいんじゃないの。あなたがそれを通せば、区のほうは補助目的以外に使っているということになる。あなたは、補助目的以外に使っているのを平然と議場で言っていることになるんだよ。俺は、そういう答弁は求めていないんだよ。わからないから、補助目的がないから、頭のいいあなたが、いろいろな答弁ができるでしょう。あなたが、脱法行為を行政区も認めている、自分も認めていると言ったら、これは次の世界がどう移ってくるかわかるでしょう。

もう一点、さんざんこういっているのは、小川議員が言ったように、安全と安心のため、不審者のため、それと御宿台は、特に高齢者が多い。だから、御宿台のためだけではなく、地域全体のために、あれだけの防犯灯が必要だというのは開発当時の合意なんです。そういう中で、管理がどうのこうのという話よりは、あの施設をLEDにかえて、より安価にして安全な形に整えていくというのが今後の課題なんです。御宿台地区だけのものじゃなくて、防犯灯は、御宿町というだけじゃなくて、地域全体の安心と安全のための装置なんです。それを支払いがどうのこうのという話もあるけれども、それはちゃんと公金だから是正していかなければいけない。今やらなければ、やるときがないでしょう。

そういう中で、今後、防犯灯に対しては、石田町長は、前回そういう形で修正しながら、町で責任を持っていくという答弁いただいておりますから、町長は結構でございますけれども、あなたの答弁だと、条例に基づいて公務員は仕事をするのに、全く違うものでいいと言うのなら、これは、田舎の議会だけれども、正式な定例議会で、行政区も脱法を認めると、町もそうだと、こんなことがあったら、すぐ違う段階に移ってっちゃうよ。考えて答弁したほうがよろしいんじゃないですか。私はそこまで求めていない。あるかないかを求めているだけで、あなたが口走っているだけだよ。

管理の話もそう、管理は、利用者が西武鉄道と契約して、それで管理会社に西武鉄道が、委託したのを住民が承認している、これはおっしゃるとおりです。ただ、補助金に関しては、公

金でございます、税金でございます。それが、目的外に使っているということをあなた自身がここで認めたら、どういうことになるか、わかっているのか。

○議長（中村俊六郎君） 最後に、石田町長のほうから答弁をお願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 長時間にわたりましてご質疑をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の調査によりまして、御宿台区は、管理会社が電力会社に支払う防犯灯の電気料金は、御宿台利用者が負担する管理費ですので、他の行政区と違い特殊な形態をとっていること、補助を交付する行政側が、御宿台区会計と管理会社会計が分かれていること、町と区との間に管理会社があるという行政区の形態である特殊な事情を十分に把握していなかった点があったことが、この問題の要因の一つであると認識しております。

平成18年度以降の補助金につきましては、御宿台区は、管理会社には町補助金を支払っていませんが、補助金は、区の会計で受け、区の振興を目的とした運営費として活用しております。住民負担に対する補助自体が不適切であったとは考えておりません。

ただ、現行の要綱に照らしてそぐわない点があり、実態に合うよう、例えば御宿台区を防犯灯補助金交付から外しまして、別の行政運営経費補助への移行等、補助要綱の見直しを含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○9番（瀧口義雄君） 町長、1点、補助目的以外に使ってもいいという答弁をなされましたよね。区が運営に使っているということを認めましたよね。補助目的以外に使っていいという条例はどこにあるんですか。私は、今それは注意したわけです、総務課長に。御宿台に対していろいろと配慮していただく、今後も、そういう形で、今、答弁いただきました。大変感謝しております。補助目的以外に使っていいと、そうしたら全てがなくなってしまいますよ。

私の言っているのは、補助金は要綱をつくって、だから多賀課長の例を挙げたじゃないですか。要綱以外に、目的以外に使ってはいけないというのは、大竹課長が前回答弁している。それをあなたがそれでいいと言うのなら、監査も何も、必要がなくなっちゃう、補助要綱も要らなくなる。私の言っているのは、財政にいなかったからよくわからんかもしれないけれども、補助要綱に沿って補助金を出さないで、それを区で使っていいというのなら、条例なんかは要らない、要綱なんかは要らない、監査も要らない、こんな状態になってしまいますよ。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように、要綱は平成20年4月に制定されまして以降施行されておりますが、要綱にそぐわないという状況が出てきております。しかしながら、ご質疑にもありましたように、私も述べさせていただきましたが、御宿台区は、住民と管理会社が合意の上で管理規則をつくっております。管理規則によって、そういう特殊な事情がある。また、特殊な事情について、余り認識が行き届かなかった、薄かったということは反省しなければいけない。

しかし、今、申し上げましたように、私は、総合的な判断で、今、申し上げさせていただきましたので、その辺は、ご理解はいただきたいと思えます。

○9番（瀧口義雄君） おっしゃるように、何度も申し上げますけれども、ここに御宿台の関係者が何人もいます。利用者が管理費で全部そういう感じのものを賄っているのは承知しておりますけれども、事は補助金にかかわるものに対して補助要綱に沿っていなかったと、これは、要綱ができた20年以降の話をしてしております。それが、それでいいというのなら、何でもありませんか。それが町長の答弁ですか。要綱を無視していい。今、おっしゃったことは、要綱なんか、関係がなくて、それはそれで使っても構わないんだという町長の答弁ですよ。

本当にそれでよろしいんですね。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 要綱は、今、申し上げましたように、20年にできておりますので、この間、四、五年ございますけれども、私は、やはり今、申し上げましたように、御宿台区が、その当初から、平成12年からこれは補助金を出しておりますが、そういう経過の中で、御宿台区民の皆さんが、西武プロパティーズと合意の上、形成された管理規則にのっとってやっておりますから、私は、そういう判断で、今、申し上げさせていただきました。

しかしながら、非常に要綱がそぐわない面等につきましては、もうこれは改善していかなければいけないという判断でございます。

○9番（瀧口義雄君） 要するに、要綱にそぐわないことは認めているんでしたら、またその先は、私たちは、権限はないですけれども、要綱に沿っていないという形だから変更していくわけでしょう。要綱に沿っていたら、そのままやればいい。要綱にそぐわない、要するにふぐあいがあったという中で、要綱どおりやっていないということはこれで歴然としている中で、管理費で御宿台がやっているのは、これは、もう皆さん、おわかりになったと思いますから、それは、また私たち御宿台の問題であって、そこに公的資金が入ってくるのは、ちゃんと条例に基づいて出してください。条例に基づいていなかった、または条例・要綱がなかった、

それは、町の不備、田舎の町だからという話ではない。

そういう中で、平成20年にできた時点で改善できるものがあったわけです。そこが一つのターニングポイントだった。それで、今、町長が、そういう形で、御宿台では、また別の形で補助金を出していただけると、それは、真っ当な形で今度は出していただけるでしょう。この補助目的はそぐわなかったという中で、それが正しいという話ではないでしょう。それで、いいという話ではないでしょう。そうしたら、新聞沙汰なんかになるものは一つもないです。補助目的に沿わなかったと、平成20年から要綱がなかったから、そういう中で、添付書類も検査も何もしなかった。負担金の審査でもスルーしていた。事務上も改めなければいけないものがいっぱいある。これは、一点だけ今日は挙げましたけれども、それで、やはり要綱にそぐわないものやっていた、それが、区の運営に使っていいという町長の判断がそれで示されるのなら、要綱、条例なんて、御宿町は要らないです。要するに、脱法行為でも何でも、町長が容認すれば、それで済んでしまうという御宿町になってしまいます。あなたがそれでいいと、改善はしてくれるという話だから、それはいいんですけれども、それは、あなたの権限でそういう形はできます。ただ、条例に基づいて執行する形のものができなくなってきました。

改善するということは、問題があったから改善するんでしょうけれども、隣の大竹課長は、補助金は、申請者が事業目的に沿って使うと答弁していて、大竹課長の立場がなくなります。本来、それが正当だと思いますけれども、特殊な事情があったといったとしても、補助目的がなかったという中で、それはそれでいいというのなら、あなたのお金じゃなくて、これは公金ですから、公金が、それで通っていくという事態が世の中であるのかと、私の住んでいるところでは、金は、いっぱいあったほうがいいのかもしいけれども、正当な補助金に今後はしていただくという中で、補助目的に沿わないものは、それでもいいという町であってはならない。それだけ、答弁は結構です。これで終わります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 答弁はよろしいですか。

○9番（瀧口義雄君） いいです。私は言うだけ言いましたから結構です。

○議長（中村俊六郎君） 以上で、9番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

あす11日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。
長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 5時10分)